



# あきる野市地域保健福祉計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月





はじめに

本市では、保健サービスと福祉サービスを連携して総合的・一体的に推進することを目的に、「あきる野市地域保健福祉計画」を策定し、福祉の各分野別計画の上位計画として、地域共生社会の実現に向けて、様々な施策を実施してまいりました。市民の皆様には、地域での様々な活動にご活躍・ご協力いただき、地域の力を感じております。



近年の少子高齢化、暮らしや価値観の多様化など社会情勢の変化により、人のつながりの希薄化が進んでおります。その結果、社会的孤立からひきこもりや8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮など、複合化・複雑化する課題を抱えるケースが増えており、世帯全体の課題と捉えて支援することが必要となっています。

こういった状況を踏まえ、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな地域保健福祉計画を策定いたしました。本計画では、「みんなが支え合い、育ち合うまち」を基本理念として、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、安心して暮らすことができるよう、「ゆるやかにつながるまち」「誰ひとり取り残さないまち」を目指して、施策を展開してまいります。

また、地域保健福祉計画と合わせて、このたび新たに成年後見制度の利用を促進するための計画と、再犯防止を推進するための計画を一体的に策定しました。

今後も地域の皆様や関係機関の皆様との協働により、多様な地域生活課題の解決を図り、地域福祉の推進に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定のための調査にご協力いただいた多くの市民の皆様と、熱心なご審議をいただきましたあきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会の委員の皆様、成年後見制度利用促進協議会の皆様、西多摩地区保護司会あきる野分区の保護司の皆様及び関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

あきる野市長

中嶋博幸



# 目次

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定における背景と目的 .....	2
2 地域福祉計画に盛り込むべき事項 .....	4
3 計画の位置付け .....	5
4 計画の期間 .....	7
5 SDGsについて .....	8
<b>第2章 あきる野市の地域福祉を取り巻く現状</b> .....	<b>9</b>
1 市の人口・世帯 .....	11
(1) 人口の推移 .....	11
(2) 世帯の推移 .....	13
(3) 地域別（ブロック別）の人口 .....	14
2 支援を必要とする人の状況 .....	16
(1) 子ども・子育て世帯を取り巻く動向 .....	16
(2) 障がい者（児）を取り巻く動向 .....	19
(3) 高齢者を取り巻く動向 .....	21
(4) 生活困窮者を取り巻く動向 .....	23
(5) 市民の健康づくりを取り巻く動向 .....	25
(6) 権利擁護を必要とする人を取り巻く動向 .....	26
3 地域福祉を推進する関係者・機関・団体の状況 .....	27
(1) 関係者・機関・団体など .....	27
(2) 担い手の育成状況 .....	31
4 保健福祉施策に関するアンケート調査の結果 .....	33
(1) 地域の団体・機関の認知度 .....	34
(2) あきる野市の施策について .....	36
<b>第3章 基本理念と基本目標</b> .....	<b>37</b>
1 基本理念 .....	38
2 基本目標 .....	39
1 ゆるやかにつながるまちをめざそう .....	39
2 誰ひとり取り残さないまちをめざそう .....	39
3 計画の体系 .....	40

<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>41</b>
<b>基本目標1 ゆるやかにつながるまちをめざそう</b> .....	<b>43</b>
(1) 地域みんながつながる支援 .....	45
① 地域で活動する人や団体への支援 .....	45
② 災害時に助け合える地域づくり .....	46
(2) つながるしくみづくりの推進 .....	47
① 地域住民間の交流促進 .....	47
② 地域活動の中心となる担い手の確保・育成 .....	48
③ 課題を抱える人もそうでない人も気軽に集まり、安心して通えるような居場所づくり .....	49
(3) つながりやすい環境の整備 .....	50
① 誰もが暮らしやすい生活環境の形成 .....	50
② 人権や福祉に対する意識の向上 .....	51
<b>基本目標2 誰ひとり取り残さないまちをめざそう</b> .....	<b>52</b>
(1) 隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築 .....	54
① 対象者の属性を問わない相談支援の実施 .....	54
② 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備 .....	55
③ 課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握と支援 .....	56
④ 相談窓口の連携強化と支援の充実 .....	57
(2) 多様な支援の推進 .....	58
① 生活困窮者に対する相談・支援等の充実 .....	58
② 住宅確保要配慮者等への支援の充実 .....	59
③ 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進計画】 .....	60
④ 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】 .....	64
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>67</b>
<b>1 計画の推進体制</b> .....	<b>68</b>
(1) あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会 .....	68
(2) あきる野市福祉サービス連携推進会議 .....	68
(3) 計画の周知 .....	68
<b>資 料</b> .....	<b>71</b>
<b>1 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会</b> .....	<b>72</b>
(1) 設置要綱 .....	72
(2) 委員名簿 .....	73

2	あきる野市福祉サービス連携推進会議 .....	74
	(1) 設置要領 .....	74
	(2) 委員名簿 .....	75
3	計画の策定経過 .....	76
	(1) 検討経過 .....	76
	(2) パブリックコメントの実施について .....	78
4	用語の解説 .....	79

●79～81 ページの「用語の解説」に掲載している言葉には\*をつけています。

表示例：市民後見人\*

●繰り返し同じ言葉が出てくる場合は、最初の言葉のみ\*をつけています。



# 第1章

計画策定に当たって



## 1 計画策定における背景と目的

あきる野市地域保健福祉計画は、本市における保健・福祉に関する施策を推進するための総合的な指針となるものであり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

あきる野市地域保健福祉計画は、健康の保持増進に関する保健サービスと、毎日の生活を様々な側面から支える福祉サービスを連携して総合的・一体的に推進することを目的に平成12年3月に初めて策定し、社会情勢の変化などを踏まえながら5年ごとに改定を行ってきました。

介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの制度や分野ごとの「縦割り」では解決が困難な課題に対応するために、令和2年3月に策定した「あきる野市地域保健福祉計画」では、福祉分野別計画の上位計画として、それぞれの関連計画の道標となる横断的な構成としていました。

近年、我が国では少子高齢化が進行するとともに、家族形態も多様化しており、地域住民間のつながりも希薄化する傾向にあります。暮らしの中での生活課題も、高齢の親がひきこもりの子どもと同居している8050問題\*や親の介護と子どもの世話を同時に行っているダブルケア\*の問題、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者、いわゆるヤングケアラー\*、ひきこもり、生活困窮など多岐にわたっており、複合化・複雑化する課題を抱える個人や世帯も増加しています。

このような状況や課題を踏まえ、これまでの枠や「支え手」「受け手」といった関係を超え、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら生活することができる地域を構築する、地域共生社会の実現が求められています。

今回の新しい「あきる野市地域保健福祉計画」では、各分野の制度では解決できない課題を抱える制度の狭間にいる人や多様化する課題にも対応しながら、地域生活課題を解決するため、社会福祉法の第107条に基づき、ゆるやかにつながる環境の構築や包括的に受け止める体制づくりの施策を定めています。また、各分野別計画における施策を推進していくための理念となる計画としています。

## 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



参考：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

## 2 地域福祉計画に盛り込むべき事項

社会福祉法の第107条では、市町村に、地域福祉の推進に関する事項として次の5事項を一体的に定める計画として、地域福祉計画を策定することが求められており、これらを盛り込むことが市町村地域福祉計画であるための条件となります。計画の策定においては、法改正の趣旨を理解し、具体的な内容を示すとともに、その他必要な事項を加えて計画を策定する必要があります。

### 地域福祉計画に盛り込むべき事項

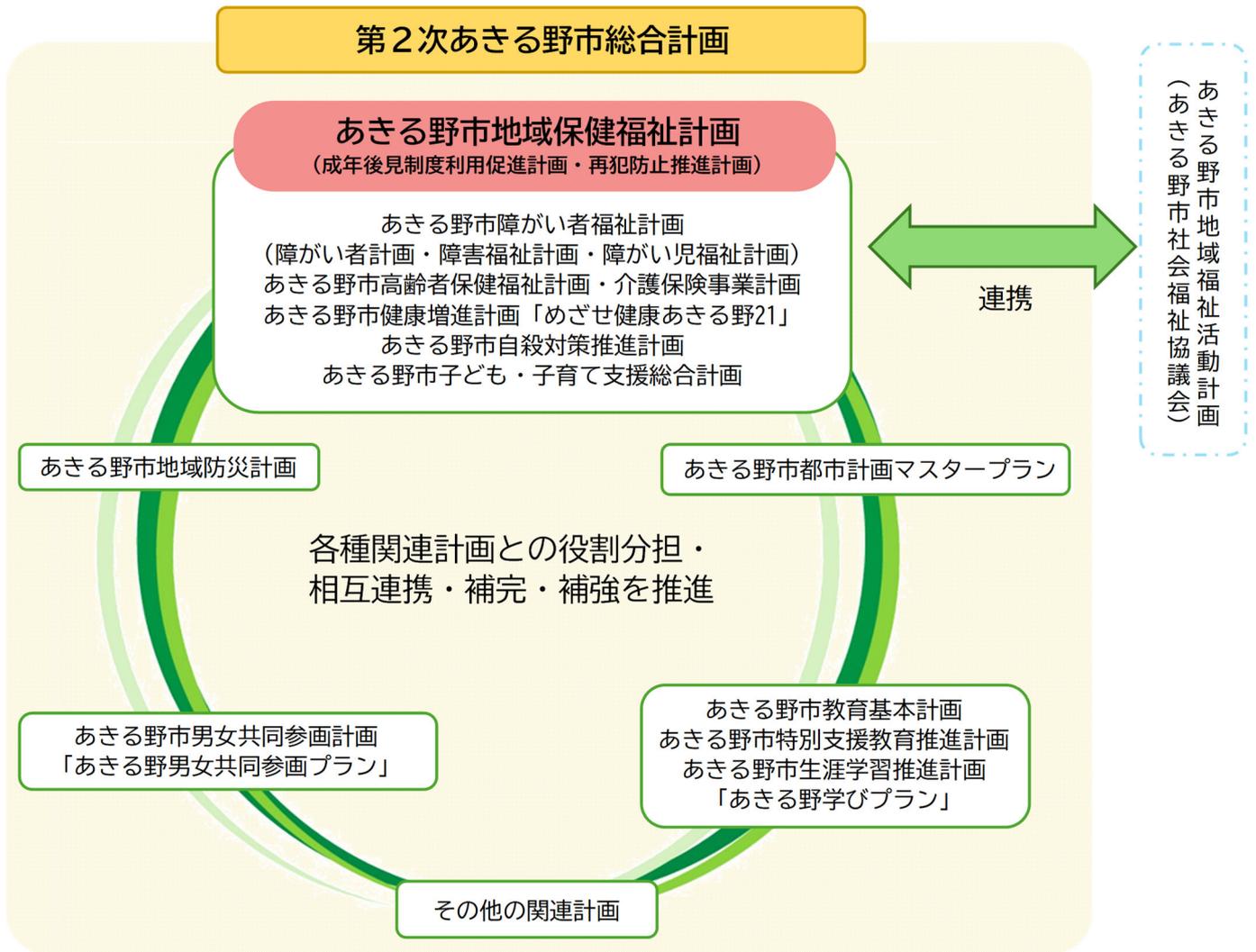
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### 3 計画の位置付け

あきる野市地域保健福祉計画（以下「本計画」という。）は、第2次あきる野市総合計画を上位計画とするとともに、保健福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、本市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会\*が社会福祉法第109条の規定に基づき策定する地域福祉活動計画とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進計画及び、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を包含して策定します。

なお、既に策定している分野別計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされていることから、本計画に盛り込むべき事項が記載されているあきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画）、あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」、あきる野市自殺対策推進計画、あきる野市子ども・子育て支援総合計画については、本計画の一部とみなし、本計画の理念をもって推進していくこととします。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

最終年に当たる令和11年度には、社会情勢や計画の進捗状況、関連計画との整合性を踏まえた改定作業を行い、令和12年度を初年とする新たな計画を策定します。

なお、社会情勢の変化などに応じ、必要な見直しを行っていくものとします。

	R2 /2020	R3 /2021	R4 /2022	R5 /2023	R6 /2024	R7 /2025	R8 /2026	R9 /2027	R10 /2028	R11 /2029	...	
あきる野市総合計画	第1次		第2次									...
あきる野市 地域保健福祉計画	地域保健福祉計画 (R2～R6)					地域保健福祉計画 (R7～R11)					...	
あきる野市障がい者福祉計画 (障がい者計画・障害福祉計画・障 がい児福祉計画)	障がい者 福祉計画	障がい者福祉計画 (R3～R5)		障がい者福祉計画 (R6～R8)							...	
あきる野市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期	第8期		第9期		第10期				...		
あきる野市健康増進計画 「めざせ健康あきる野21」	第2次											...
あきる野市自殺対策推進計画	自殺対策推進計画 (R2～R6)					自殺対策推進計画 (R7～R11)					...	
あきる野市子ども・子育て支援 総合計画	子ども・子育て支援総合計画 (R2～R6)					子ども・子育て支援総合計画 (R7～R11)					...	
あきる野市地域福祉活動計画 (あきる野市社会福祉協議会)	第4期	第5期				第6期				...		

## 5 SDGsについて

SDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標で、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されています。第2次あきる野市総合計画では、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進め、市の施策展開を通じて、我が国におけるSDGsの推進に取り組むとしています。

本計画においても、施策を推進することでSDGsの達成を目指します。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	<b>1. 貧困をなくそう</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		<b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する
	<b>2. 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		<b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	<b>3. すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>12. つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な消費生産形態を確保する
	<b>4. 質の高い教育をみんなに</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		<b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		<b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	<b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		<b>15. 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<b>7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		<b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>8. 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		<b>17. パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	<b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	<b>【SDGs 17の目標（ゴール）（国際目標）】</b> ※参考：外務省	

本計画においては、特に以下に掲げるSDGsの10の目標に関連しています。



# 第2章

あきる野市の

地域福祉を取り巻く現状

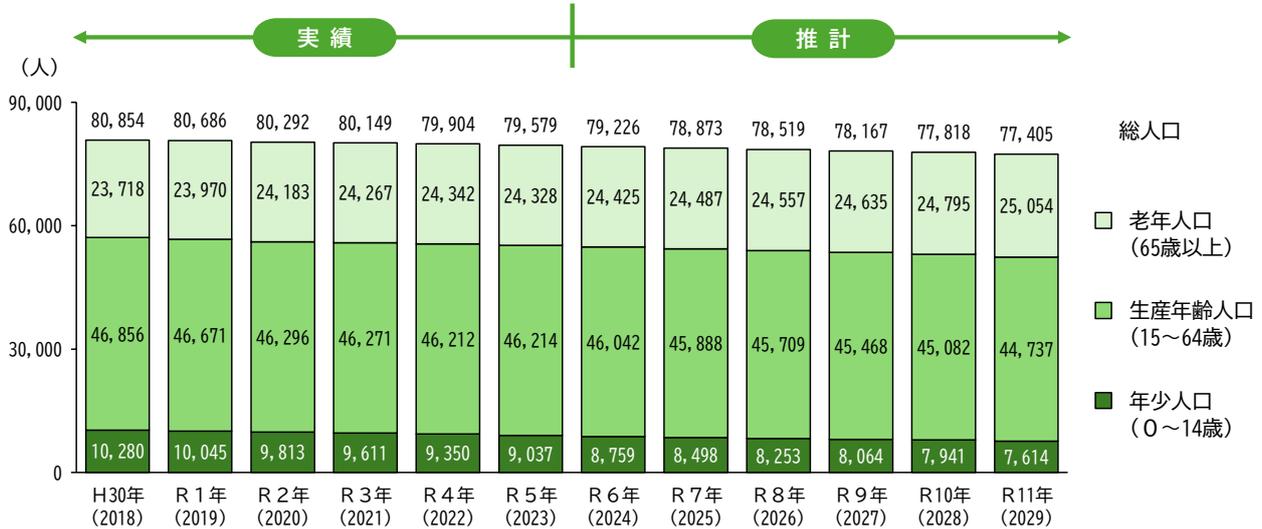




# 1 市の人口・世帯

## (1) 人口の推移

### 【人口の推移】

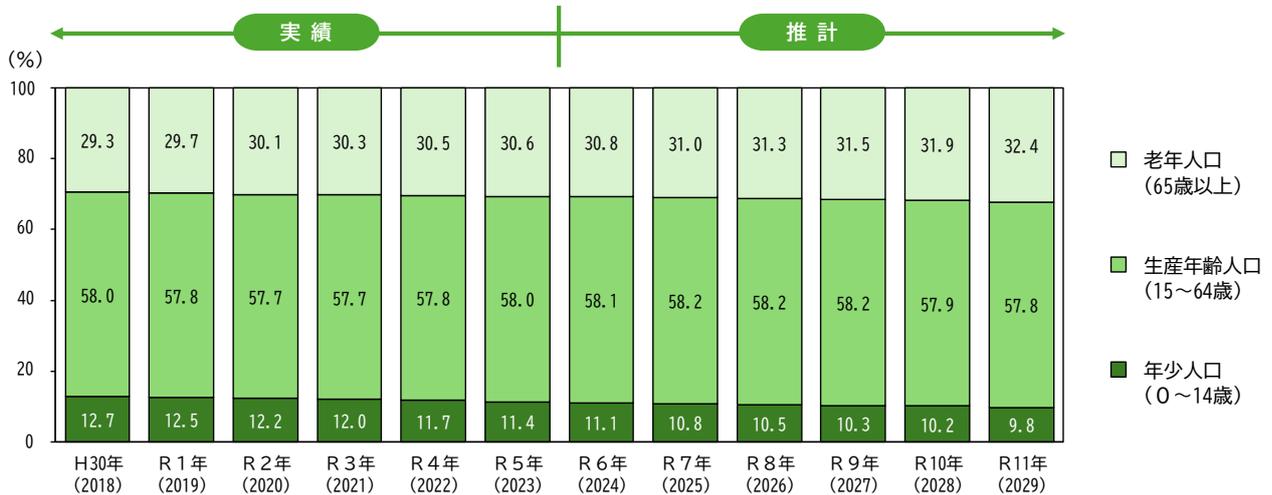


◆各年 10月1日現在、外国人を含む

◆令和元年から令和5年までの住民基本台帳に基づく実績を用いて、コーホート要因法により算出しました。  
コーホート要因法とは自然動態（出生や死亡）や社会動態などをもとに、将来の人口を求める方法です。

- ・総人口はゆるやかな減少傾向にあり、令和4年には80,000人を下回っています。今後も同様の傾向が続く推計となっています。

### 【年齢別構成比の推移】



◆各年 10月1日現在、外国人を含む

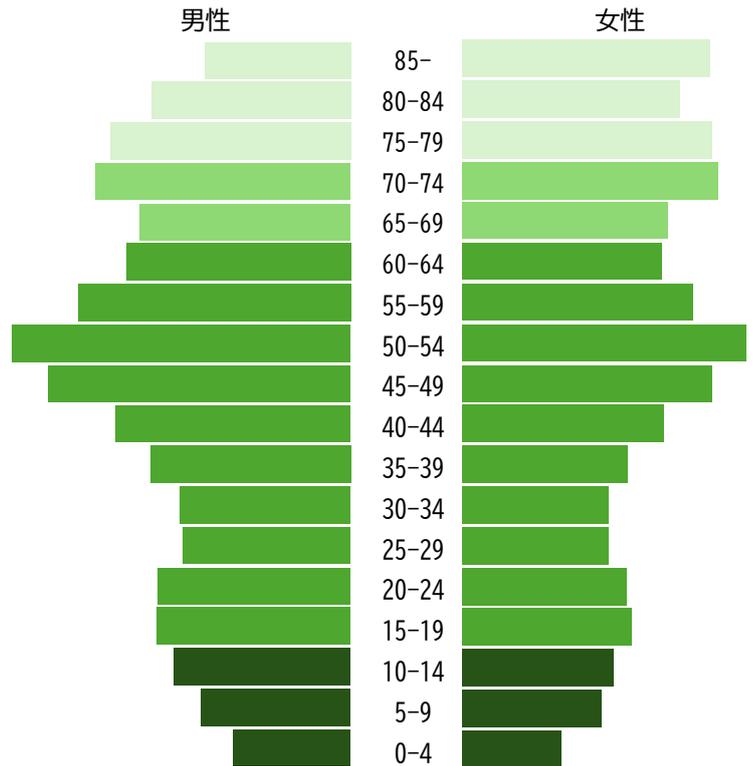
◆令和元年から令和5年までの住民基本台帳に基づく実績を用いて、コーホート要因法により算出しました。

- ・年少人口（0～14歳）は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）はおおむね横ばい、老年人口（65歳以上）は増加傾向が続く推計となっています。

【あきる野市の人口】

区 分		人口 (人)		構成比 (%)	
老年人口	■ 後期高齢者 (75歳以上)	24,328	14,228	30.6	17.9
	■ 前期高齢者 (65～74歳)		10,100		12.7
■ 生産年齢人口 (15～64歳)		46,214		58.0	
■ 年少人口 (0～14歳)		9,037		11.4	
合 計		79,579		100.0	

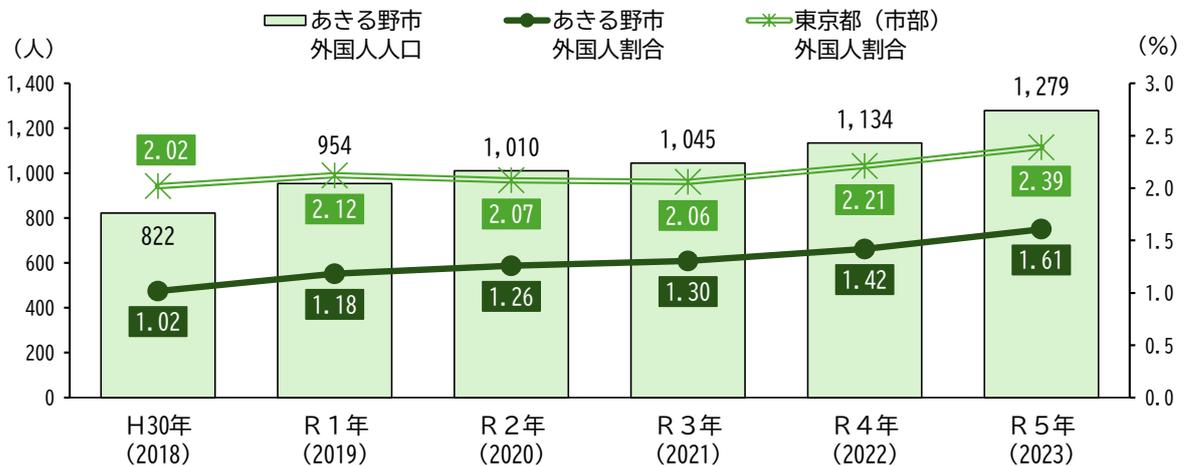
【人口構成 (ピラミッド)】



◆人口ピラミッドの中央の数字 = 年齢

◆令和5年10月1日現在、外国人を含む

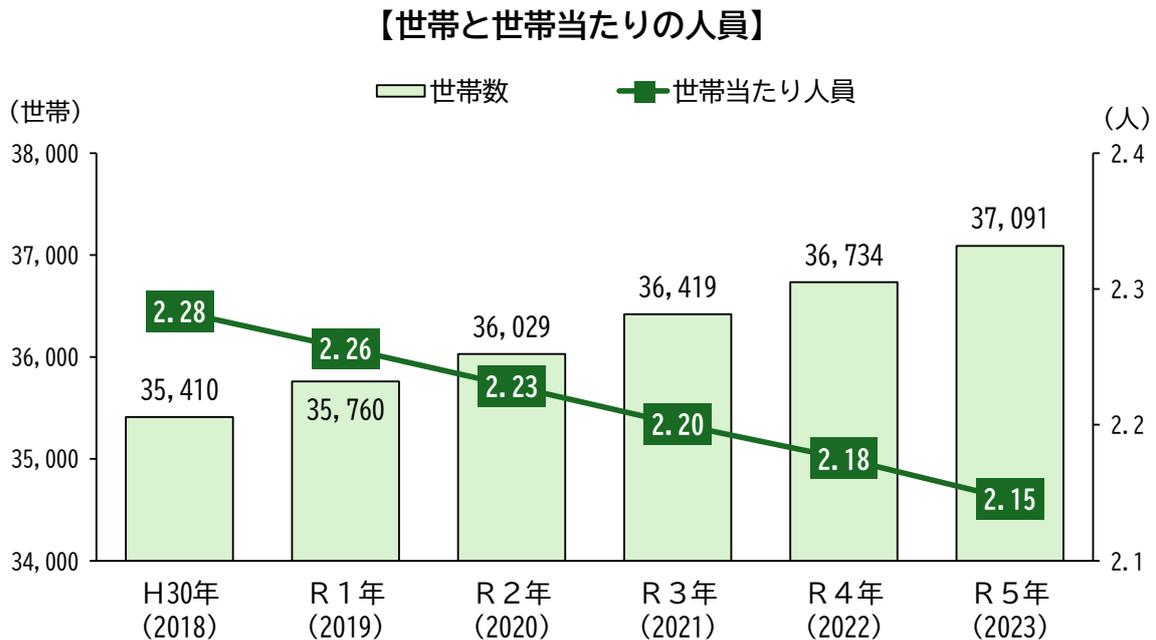
【外国人人口と総人口に占める割合】



◆各年10月1日現在、出典：あきる野統計、東京都統計

- ・令和5年の外国人人口は1,279人となっており、5年前の平成30年に比べて457人増加しています。
- ・総人口に占める外国人人口の割合も増加傾向にあり、市は平成30年から令和5年までに0.59ポイント増加し、東京都(市部)の0.37ポイントと比較して増加割合が大きいことがうかがえます。

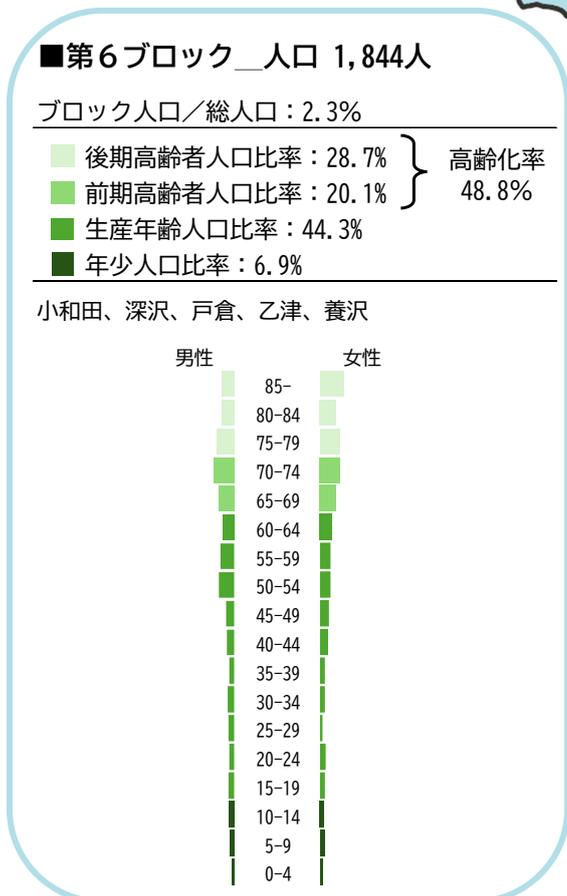
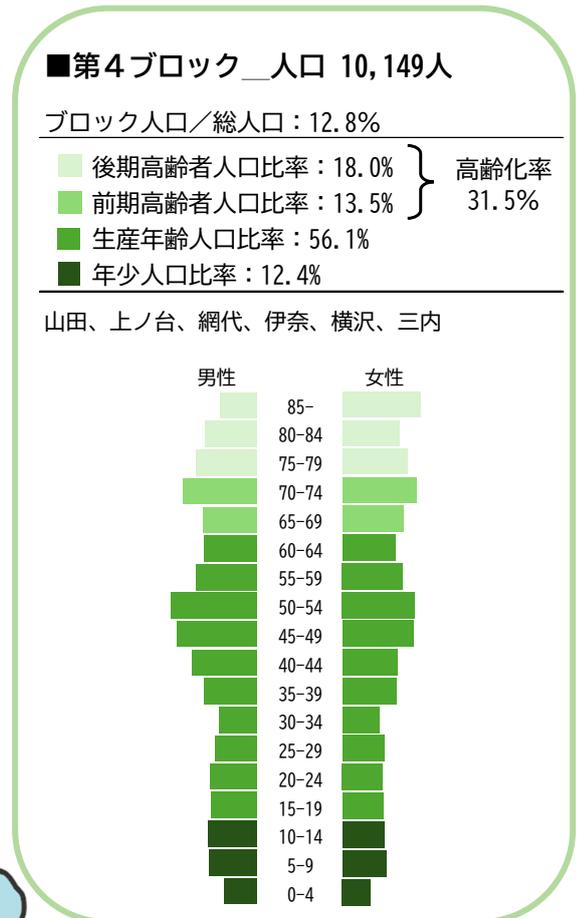
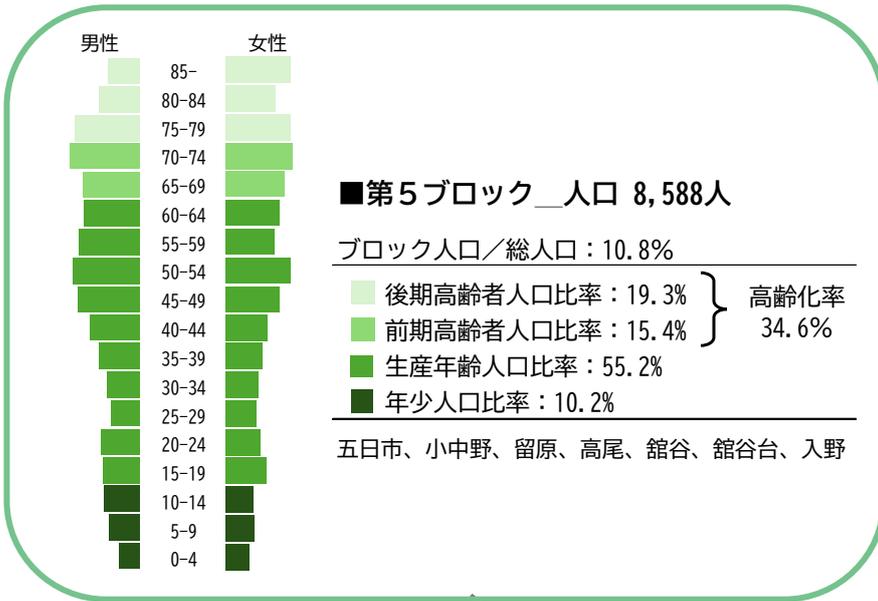
## (2) 世帯の推移



◆各年10月1日現在、出典：あきる野統計

- ・世帯数は増加傾向が続いており、令和5年では37,091世帯、平成30年と比べると1,681世帯の増加となっています。
- ・一方、一世帯当たりの人員は減少を続け、令和5年の一世帯当たりの人員は2.15人となっています。増加する世帯数に比べ、世帯の規模は年々縮小していることがうかがえます。
- ・地域別（ブロック別）の人口は、次ページのとおりです。人口が最も多い地域は第2ブロックの29,137人、次に第1ブロックの17,288人となっており、第2ブロックと第1ブロックの合計で総人口の58.3%を占めていることから、当該地域に人口が集中していることがうかがえます。
- ・年少人口比率が最も高い地域は第4ブロック（12.4%）、生産年齢人口比率が最も高い地域は第2ブロック（60.5%）、高齢化率が最も高い地域は第6ブロック（48.8%）です。第6ブロックでは年少人口比率が6.9%と、他のブロックと比べて低く、生産年齢人口も唯一4割台となっています。

(3) 地域別（ブロック別）の人口

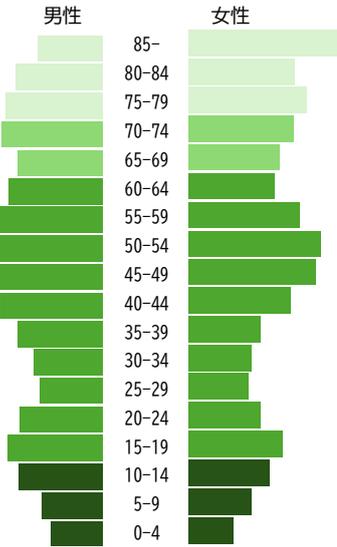


■第1ブロック\_人口 17,288人

ブロック人口/総人口: 21.7%

後期高齢者人口比率: 18.8%	} 高齢化率 30.4%
前期高齢者人口比率: 11.6%	
生産年齢人口比率: 58.0%	
年少人口比率: 11.6%	

草花、菅生、瀬戸岡、原小宮、原小宮一~二丁目

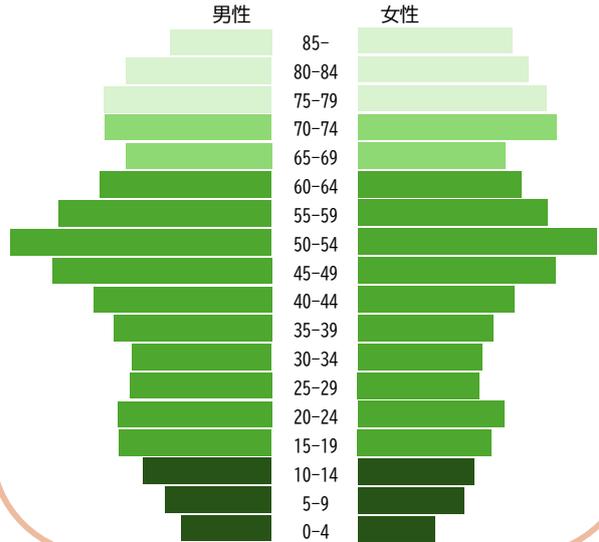


■第2ブロック\_人口 29,137人

ブロック人口/総人口: 36.6%

後期高齢者人口比率: 16.6%	} 高齢化率 28.3%
前期高齢者人口比率: 11.7%	
生産年齢人口比率: 60.5%	
年少人口比率: 11.1%	

雨間、野辺、小川、小川東一~三丁目、二宮、二宮東一~三丁目、平沢、平沢東一丁目、平沢西一丁目、切欠、秋川一~六丁目、秋留一~五丁目

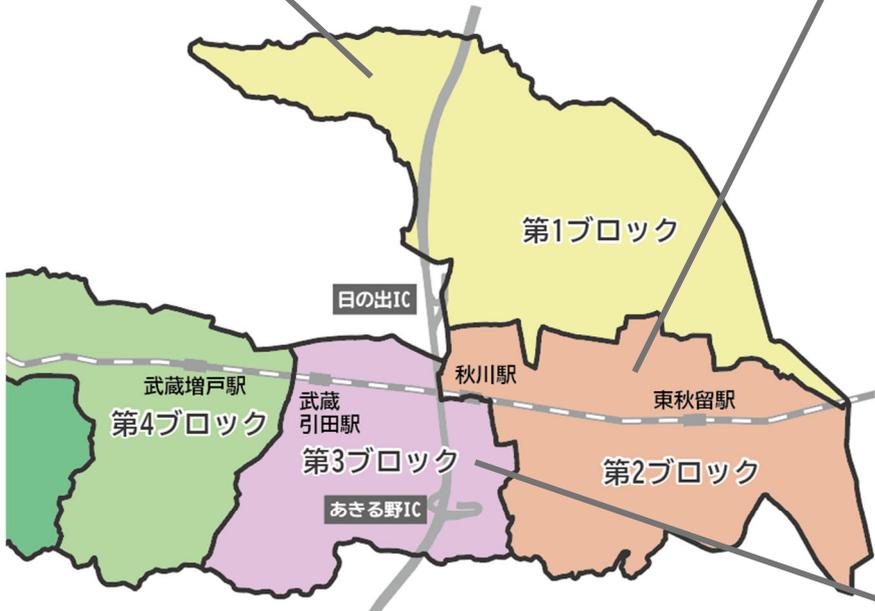
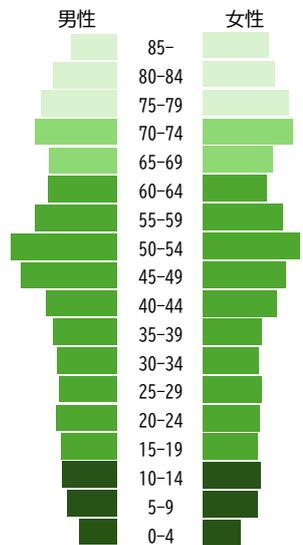


■第3ブロック\_人口 12,573人

ブロック人口/総人口: 15.8%

後期高齢者人口比率: 17.0%	} 高齢化率 29.8%
前期高齢者人口比率: 12.8%	
生産年齢人口比率: 58.1%	
年少人口比率: 12.1%	

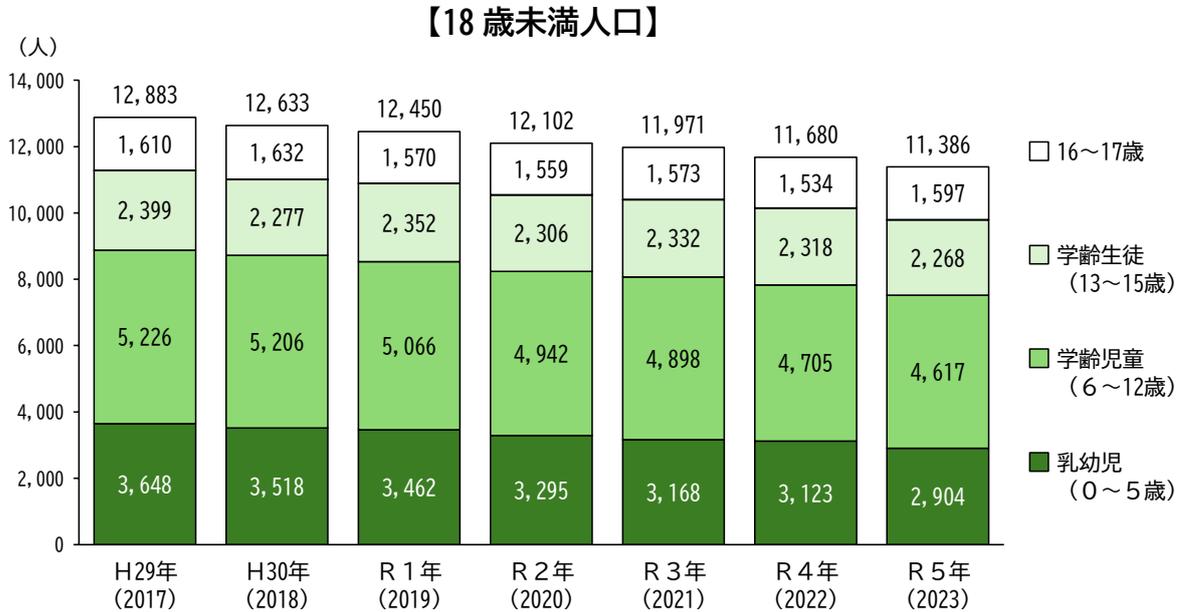
引田、澗上、上代継、下代継、牛沼、油平



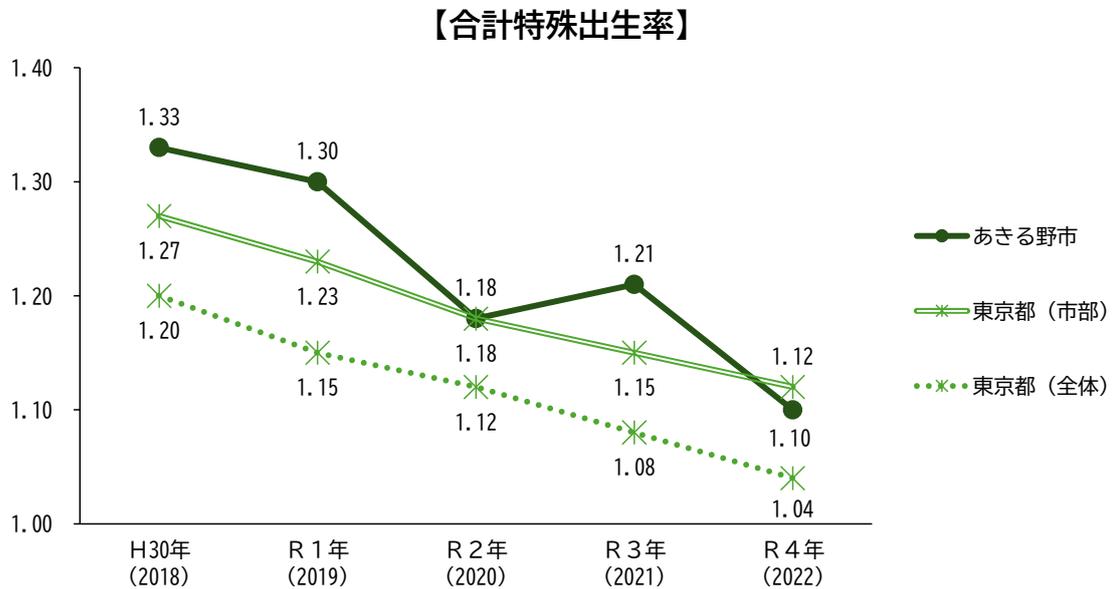
- ◆高齢者人口比率は小数第2位を四捨五入しているため、前期及び後期高齢者人口比率を足しても一致しない場合がある
- ◆人口ピラミッドの中央の数字=年齢
- ◆令和5年10月1日現在、外国人含む
  - 後期高齢者人口 (75歳以上)
  - 前期高齢者人口 (65~74歳)
  - 生産年齢人口 (15~64歳)
  - 年少人口 (0~14歳)

## 2 支援を必要とする人の状況

### (1) 子ども・子育て世帯を取り巻く動向

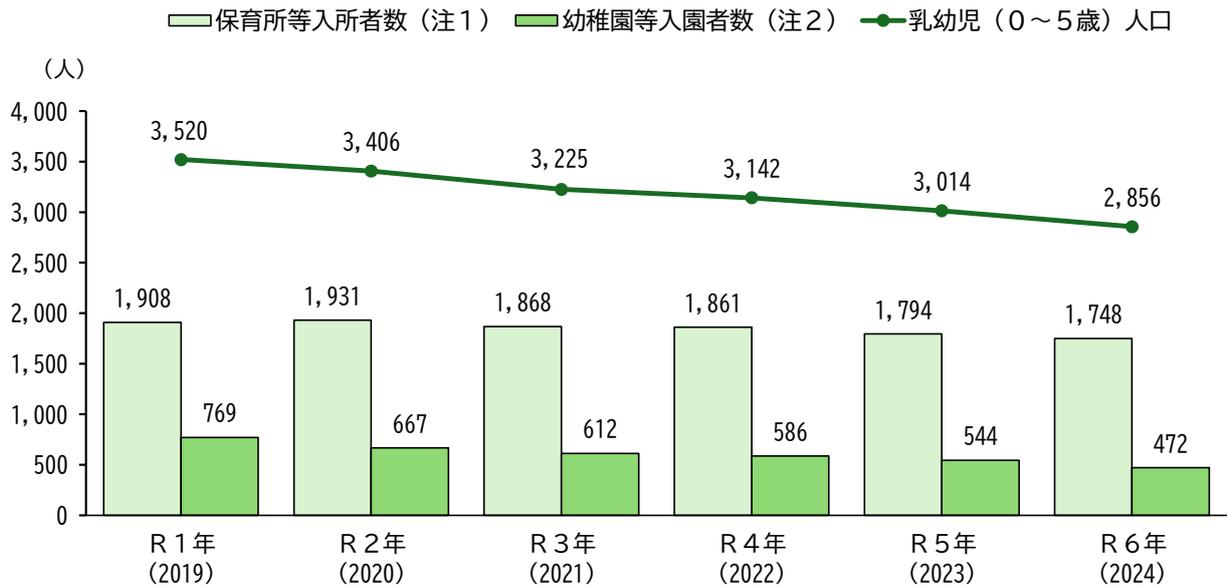


・18歳未満の人口は減少し続けており、特に乳幼児（0～5歳）の減少数が多くなっています。



・市の合計特殊出生率\*は東京都全体を上回ってはいるものの、減少傾向にあり、令和4年では東京都（市部）を下回っています。4年前の平成30年に比べて0.23減少しています。

## 【保育サービスの利用状況の推移】



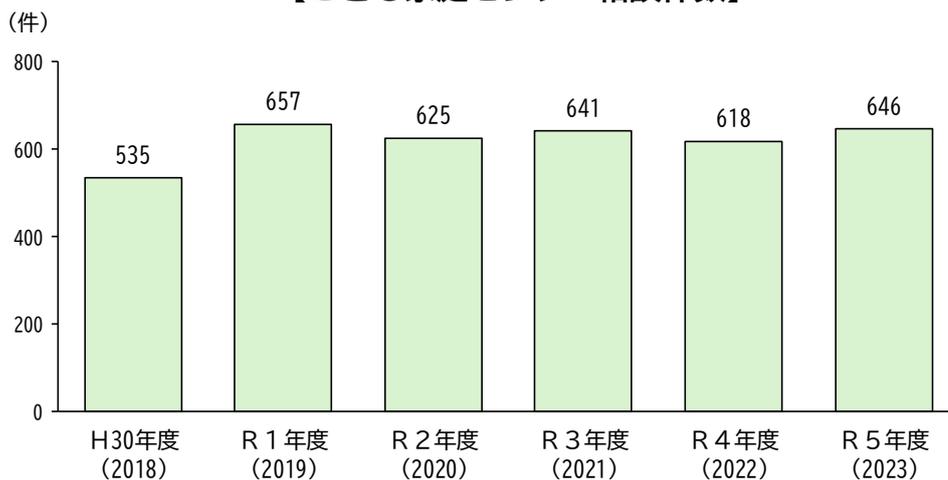
◆各年4月1日、幼稚園等は各年5月1日、出典：あきる野市保育課

（注1）保育所、認定こども園\*（2号認定・3号認定）、地域型保育事業及び地域単独事業（認証保育所）

（注2）幼稚園及び認定こども園（1号認定）

- ・ 保育所などの入所者は令和元年から令和2年に若干増加しましたが、以降は減少傾向で推移し、令和6年では1,748人となっています。幼稚園などの入園者は令和元年から減少しており、令和6年で500人を下回っています。
- ・ 乳幼児の人口が減少するにつれ、保育所や幼稚園などの利用者数も減少傾向にあることがうかがえます。

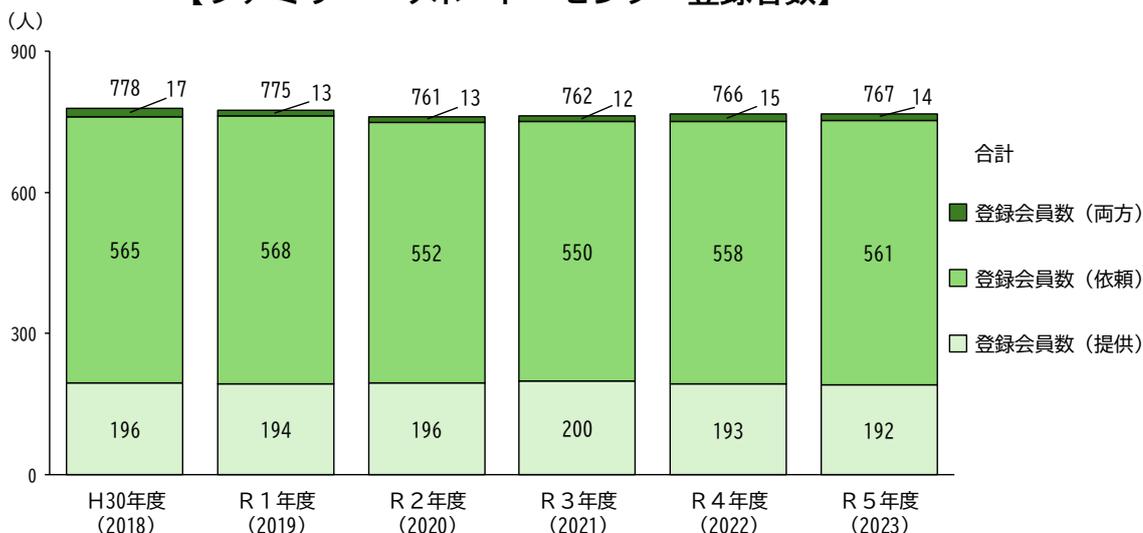
### 【こども家庭センター相談件数】



◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- ・こども家庭センターは、母子保健及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊娠期から子育て期における、18歳未満のお子さんや子育て中の保護者などを対象に、切れ目なく相談支援を行います。
- ・令和5年度に同センターに寄せられた、児童福祉に関する相談件数は646件となり、令和元年度以降は600件台で推移しています。

### 【ファミリー・サポート・センター登録者数】

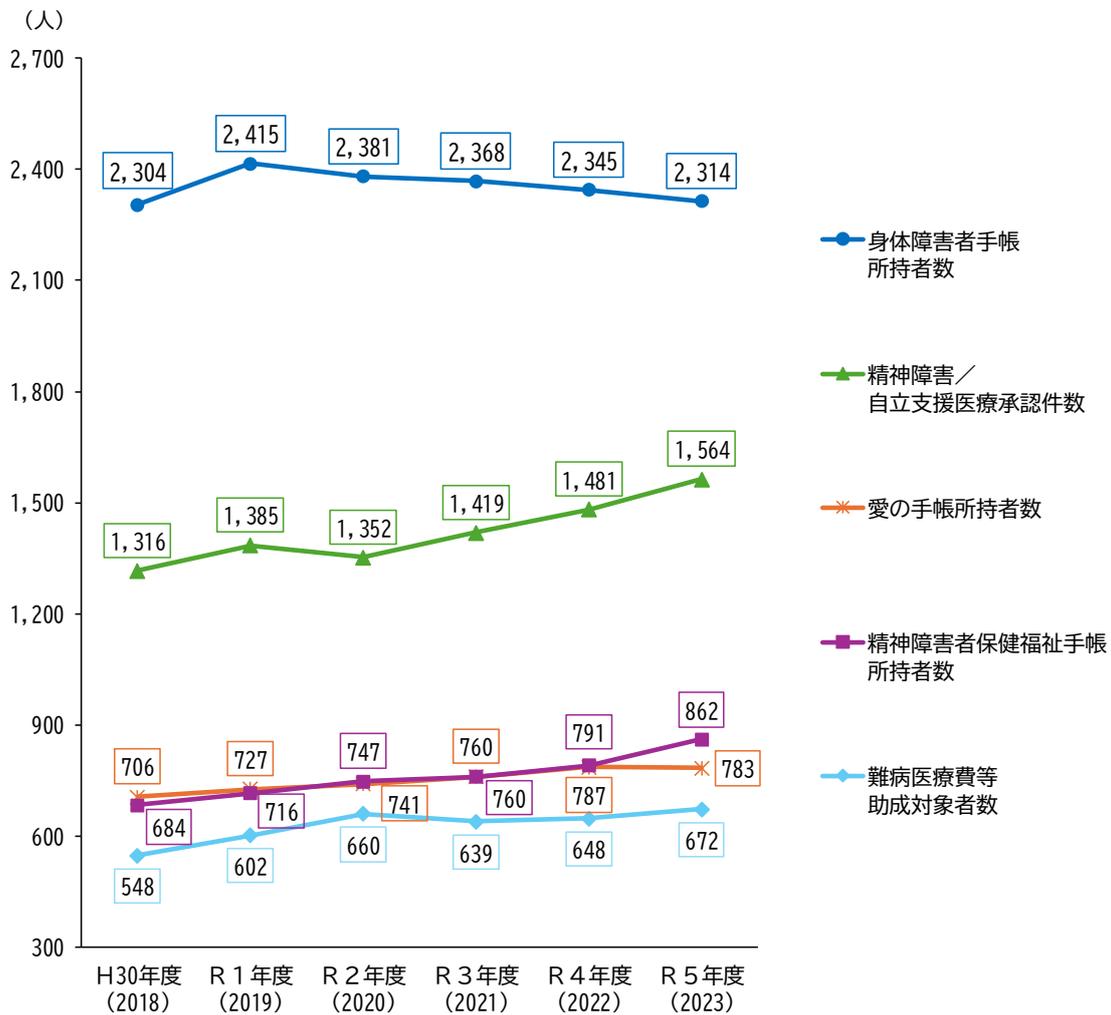


◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- ・ファミリー・サポート・センターは、育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織です。
- ・育児の援助をする提供会員は200人前後、援助をしてほしい依頼会員は560人前後で推移しています。
- ・18歳未満の人口は減少していますが、相談や支援に関しては、ニーズがあることがうかがえます。

## (2) 障がい者（児）を取り巻く動向

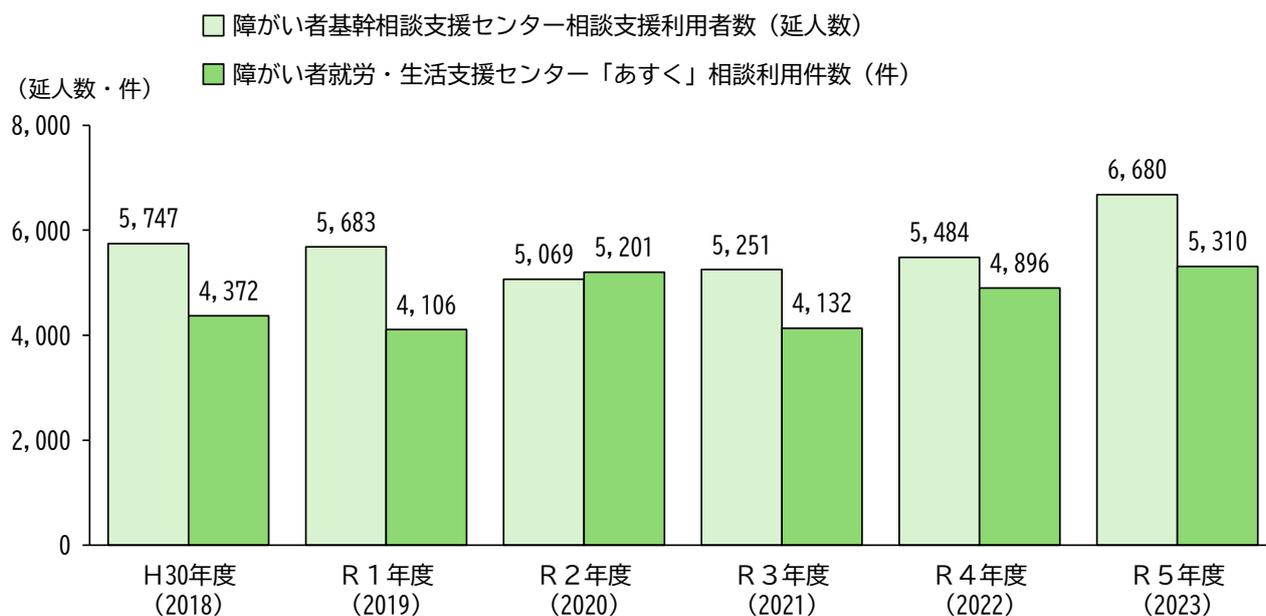
【障害に関する手帳所持者数等】



◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- ・身体障害者手帳\*所持者数は令和元年度以降減少傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳\*所持者数は増加傾向が続いています。知的障がい者（児）が対象となる、愛の手帳\*所持者数は令和4年度まで微増傾向が続いていましたが、令和5年度は減少しています。
- ・難病医療費等助成制度\*対象者数はおおむね増加傾向で推移しています。精神障害の自立支援医療\*承認件数は令和3年度以降増加傾向がみられ、令和5年度では1,500件を超えています。

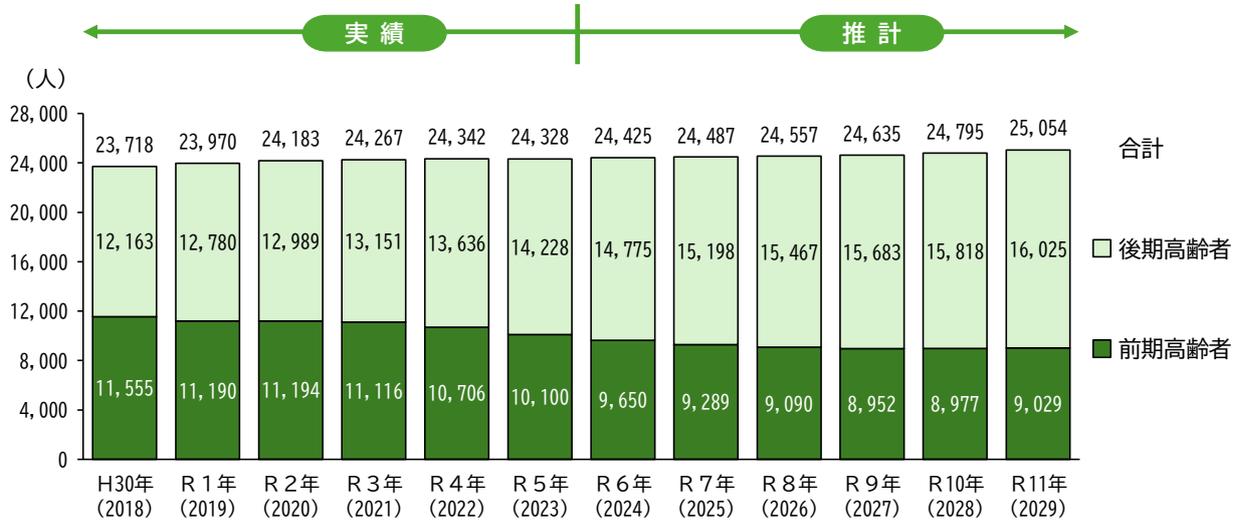
### 【障がい者（児）に関する相談支援利用者数・相談件数】



◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- ・市内には、障がい者（児）に関する相談機関として、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者就労・生活支援センター「あすく」があります。
- ・障がい者基幹相談支援センターでは、相談支援に関する業務を総合的に提供するとともに、地域の相談支援事業者と連携し、相談支援の充実を図っています。また、障がい者就労・生活支援センター「あすく」では一般就労の機会の拡大を図るとともに、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供しています。
- ・障がい者基幹相談支援センターの相談支援利用者数（延人数）は、平成30年度以降5,000人台で推移していましたが、令和5年度は6,680人と大幅に増加しています。障がい者就労・生活支援センター「あすく」の相談件数についても、4,000件台の推移から、令和5年度には5,310件と増加しています。

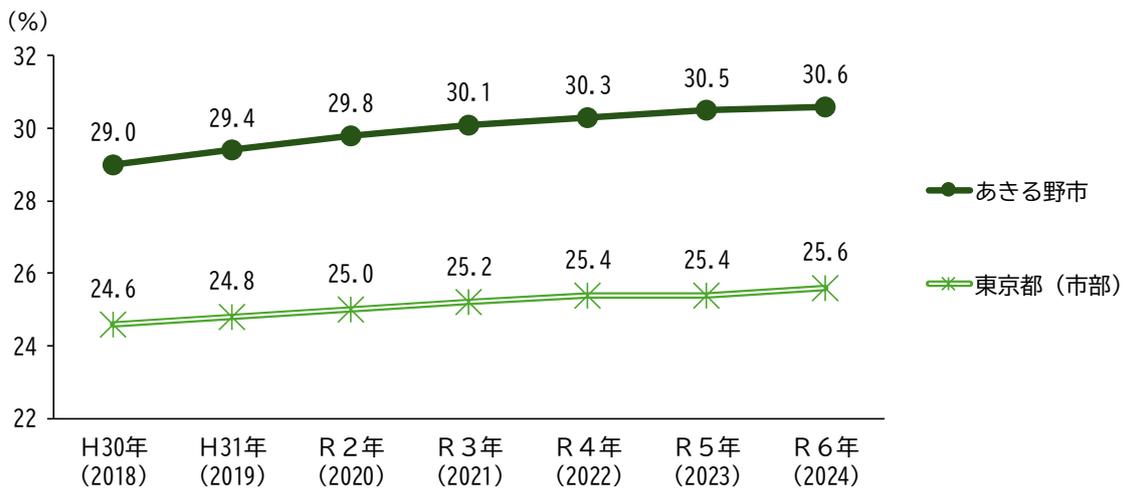
## (3) 高齢者を取り巻く動向

【高齢者人口/前期高齢者数（65～74歳）  
・後期高齢者数（75歳以上）】

◆各年10月1日現在、外国人を含む

- ・65歳以上の高齢者人口と高齢化率は増加し続けており、令和5年10月1日現在の高齢者人口は24,328人、5年前の平成30年と比べて610人の増加となっています。
- ・後期高齢者人口は、平成30年から令和5年にかけて大幅に増加し、14,000人を超えています。今後も高齢者人口は増加傾向が続く推計となっています。

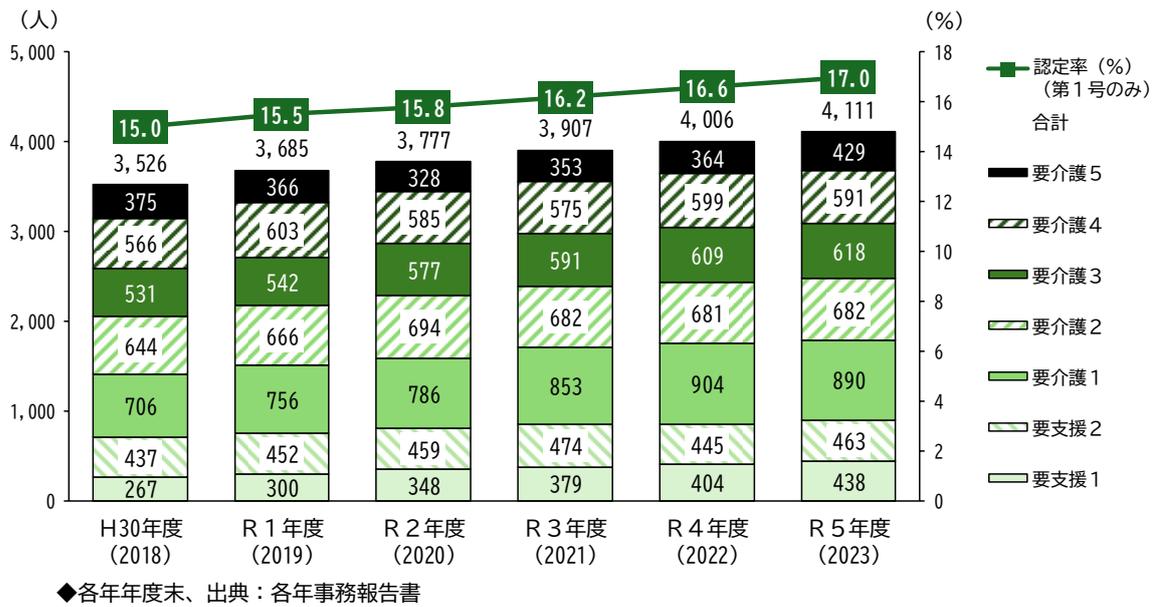
【高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）】



◆各年1月1日現在、出典：あきる野統計、東京都統計

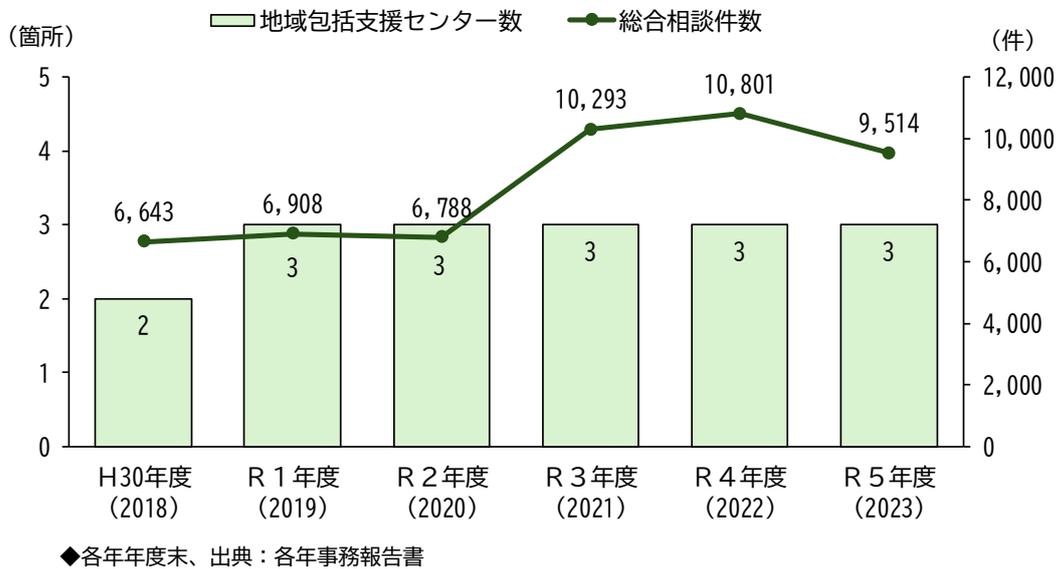
- ・令和6年1月1日現在の高齢化率は30.6%となっており、東京都(市部)に比べて5.0ポイント高い状況となっています。

【要支援・要介護認定者数】



- ・ 介護保険サービスを利用するために必要な要支援・要介護認定を受けた人の数と認定率は増加し続けており、要介護認定別では要介護1の増加が大きくなっています。

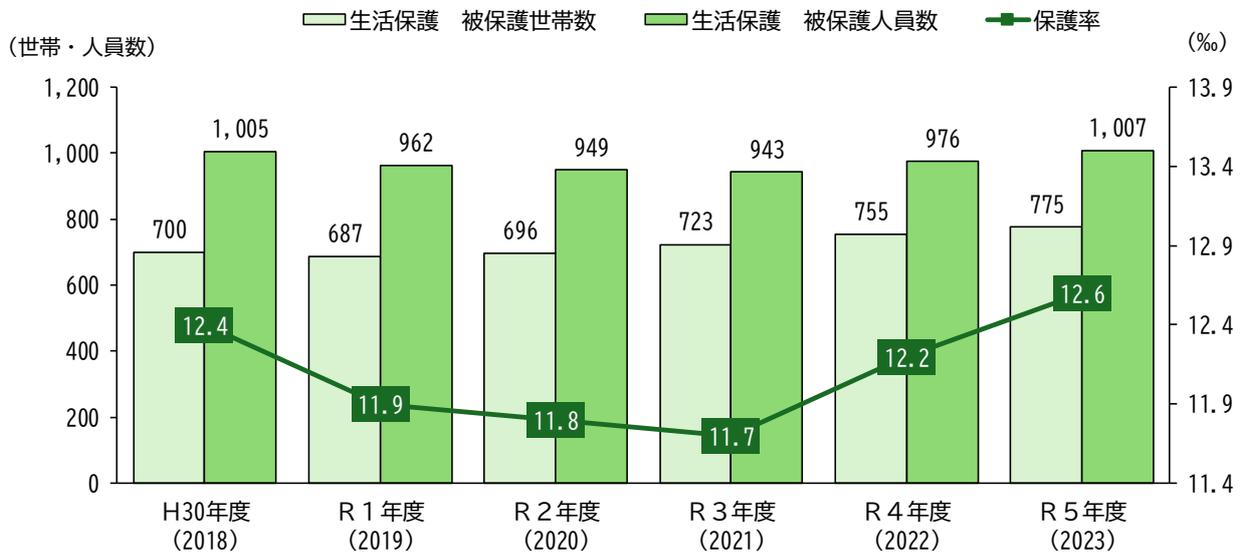
【地域包括支援センター箇所数・総合相談件数】



- ・ 市内には高齢者やその家族の相談に応じる地域包括支援センター\*が3か所設置されています。相談件数はコロナ禍の影響で令和3年度及び4年度で10,000件を超える状況となり、令和5年度では9,514件となっています。

## (4) 生活困窮者を取り巻く動向

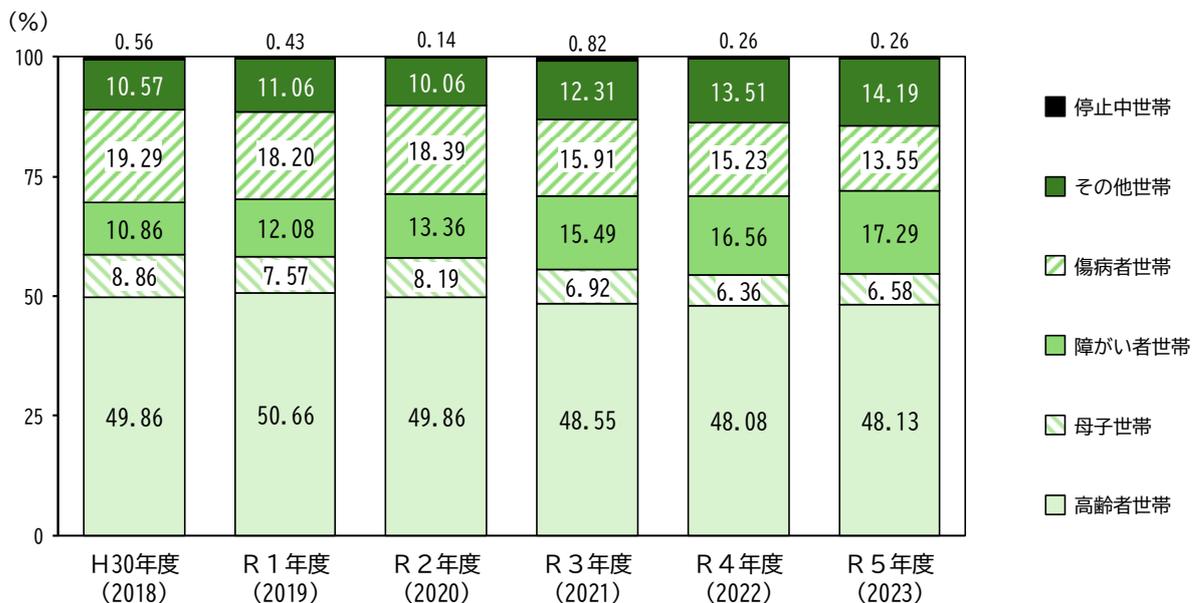
【生活保護 被保護世帯数・被保護人員数・保護率】



◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- 生活保護の被保護世帯数、被保護人員数ともにおおむね横ばい状態で推移しています。人口1,000人当たりでは12.6人（保護率＝12.6パーミル）となっており、令和4年度以降増加傾向となっています。

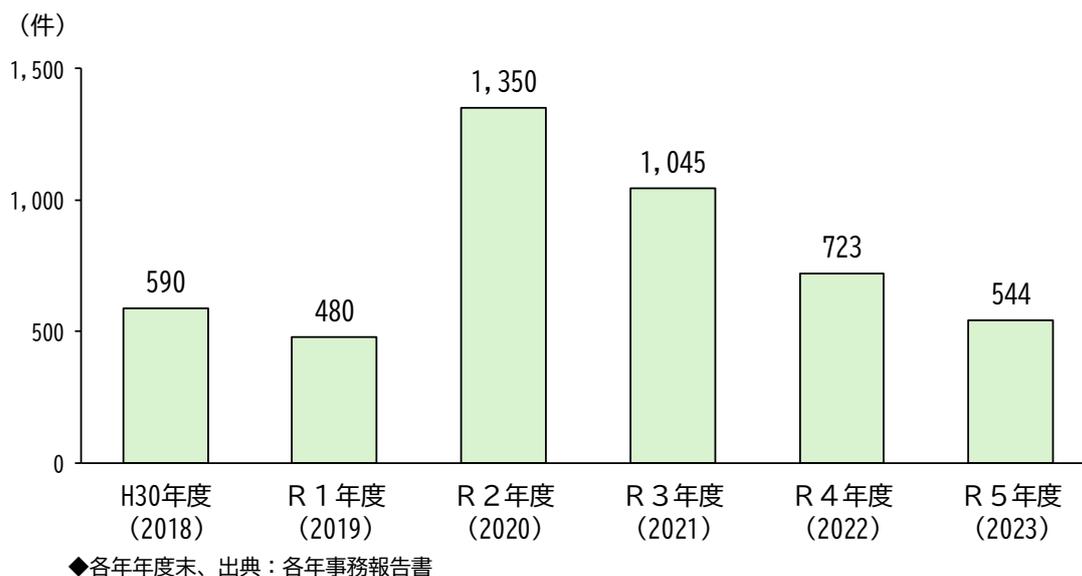
【生活保護 被保護世帯構成比】



◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- 生活保護の被保護世帯構成比をみると、傷病者世帯が減少しており、障がい者世帯が増加傾向にあります。

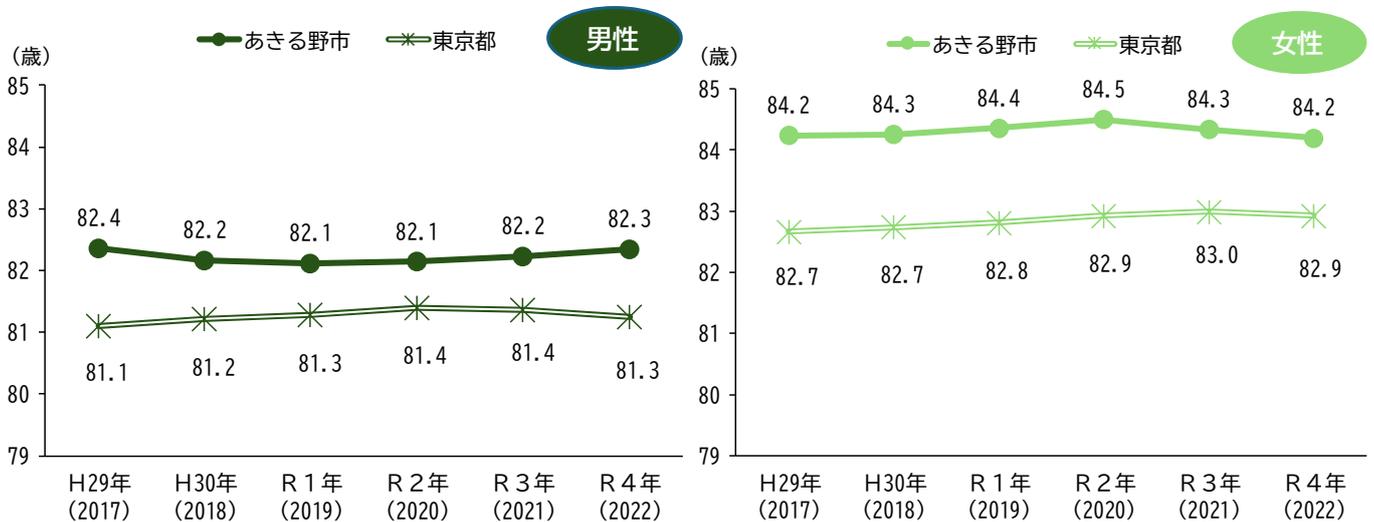
【生活困窮者自立支援事業相談件数（初回相談＋継続相談）】



- ・生活困窮者自立支援事業は、生活保護に至る前の人の生活全般にわたる困りごとなどの相談支援を行っています。生活の困りごとや不安を抱えている人への相談支援を行う自立相談支援事業をはじめ、住居確保給付金の支給、家計改善支援事業、就労準備支援事業などを実施しています。
- ・生活困窮者自立支援事業の相談件数は、令和2年度にコロナ禍の影響で1,300件を超えましたが、以降はコロナ禍以前の件数に戻りつつあります。

## (5) 市民の健康づくりを取り巻く動向

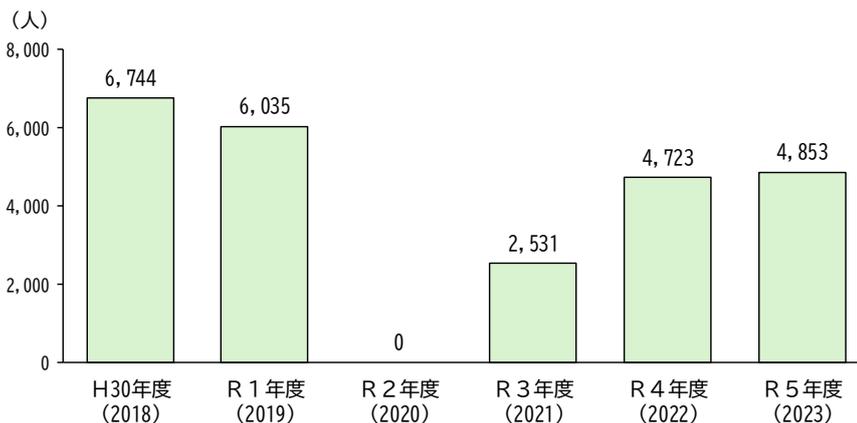
## 【65歳健康寿命\*】



◆出典：あきる野市統計、「保健医療福祉データ集」（西多摩保健所）

- ・65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表した、65歳健康寿命は、男性、女性ともに東京都の平均に比べ高くなっています。男性は令和3年以降延伸傾向がみられますが、反対に女性は短縮傾向となっています。

## 【地域イキイキ元気づくり事業 一般参加者数】

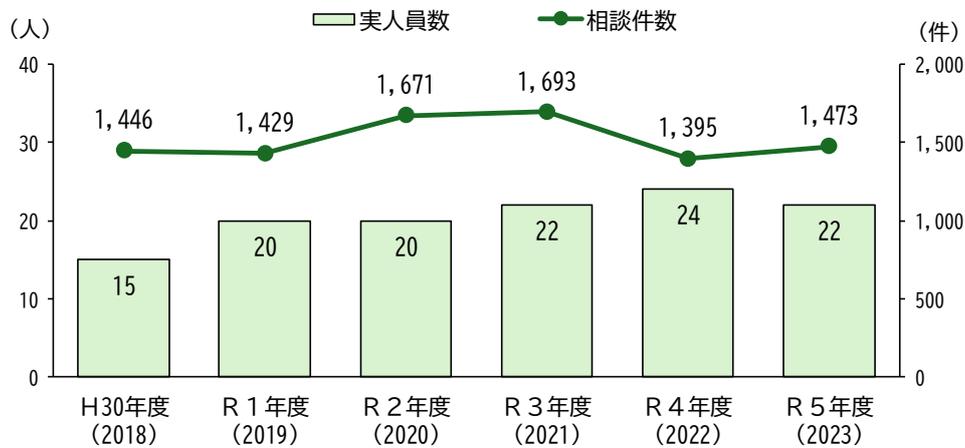


◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- ・地域イキイキ元気づくり事業は、地区の会館などを利用して、広い世代の方を対象に健康づくりと介護予防を目的として実施している事業です。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催することができませんでしたが、令和5年度では一般参加者数が4,853人となっています。

## (6) 権利擁護を必要とする人を取り巻く動向

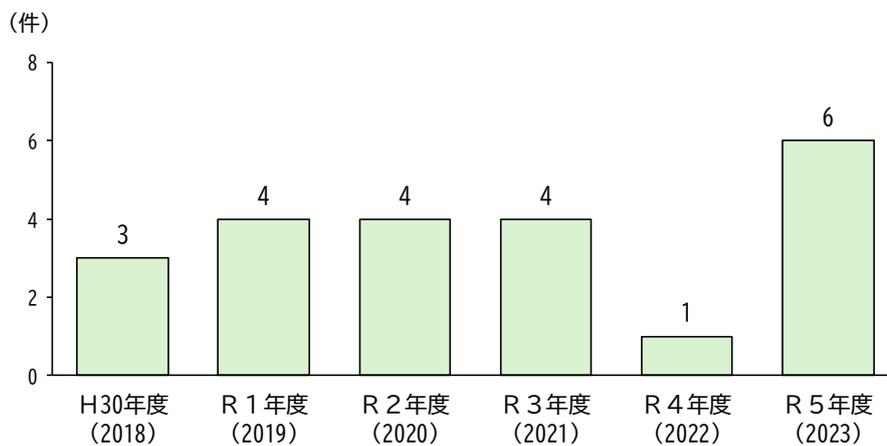
【地域福祉権利擁護事業の相談件数・実人員数】



◆各年年度末、出典：あきる野市社会福祉協議会 事業報告・決算書

- あきる野市社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業では、認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力の低下した人を対象として、福祉サービスの利用援助や生活費の金銭管理、通帳、印鑑等の重要書類の預かりなどを支援しています。相談件数は年度によって差があるものの、おおむね横ばい傾向が続いており、令和5年度では1,473件となっています。

【後見開始などの審判 市長申立件数】



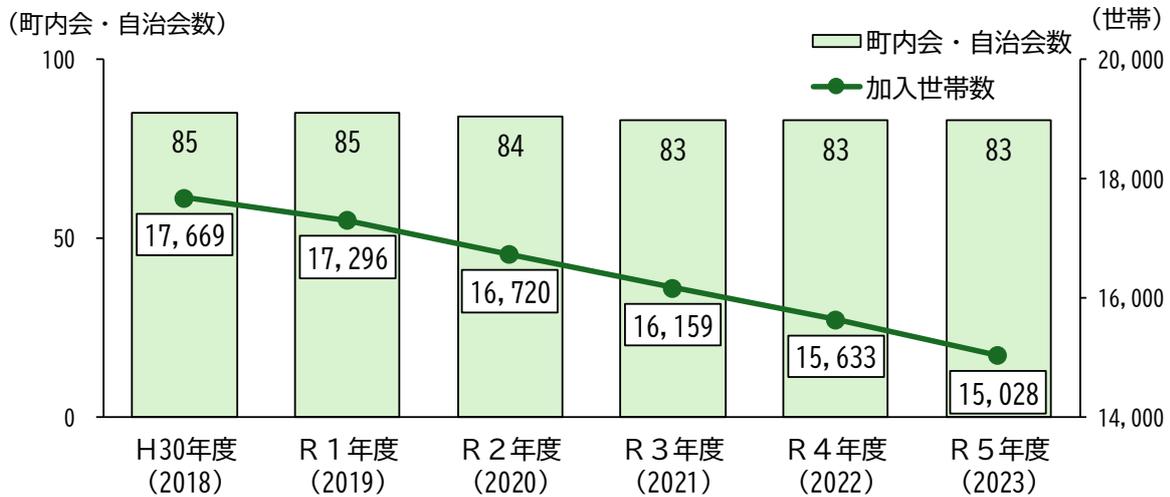
◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- 成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分なために自分自身で財産管理や法律行為を行うことが難しい場合には、家庭裁判所が成年後見人などを選任し、本人を支援する制度です。
- 市長は、「本人の福祉を守るため特に必要があると認めるとき」には、家庭裁判所に対して後見開始などの審判の申立てを行うことができます。身寄りのない人などへの支援や虐待事案など、市長申立てを実施するケースが増えています。

### 3 地域福祉を推進する関係者・機関・団体の状況

#### (1) 関係者・機関・団体など

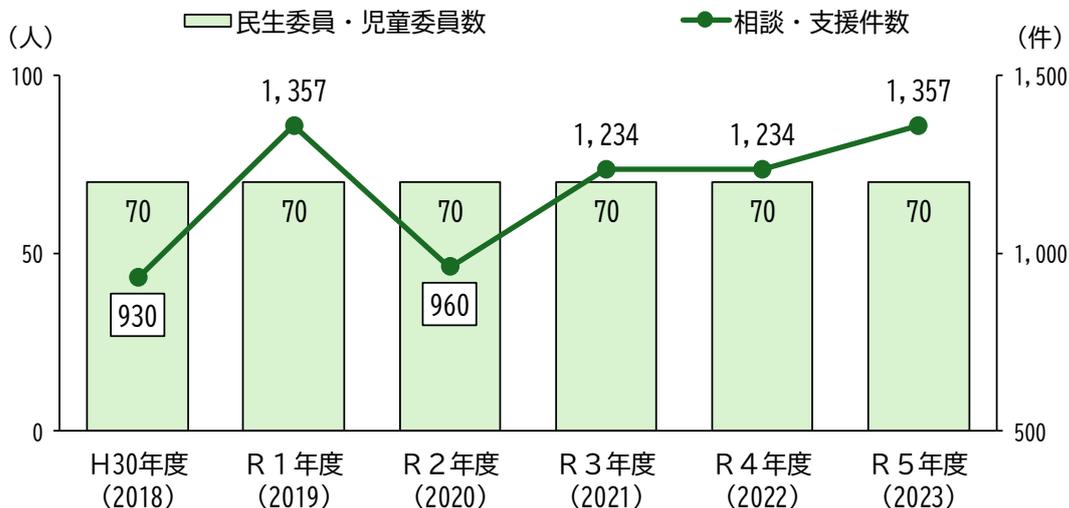
##### 【町内会・自治会数及び加入世帯数】



◆各年4月1日現在、出典：各年事務報告書

- ・高齢化による担い手不足が課題となっており、令和3年度以降の町内会・自治会数は83と減少しています。また、加入世帯数についても令和5年度では15,028世帯となっており減少が続いています。

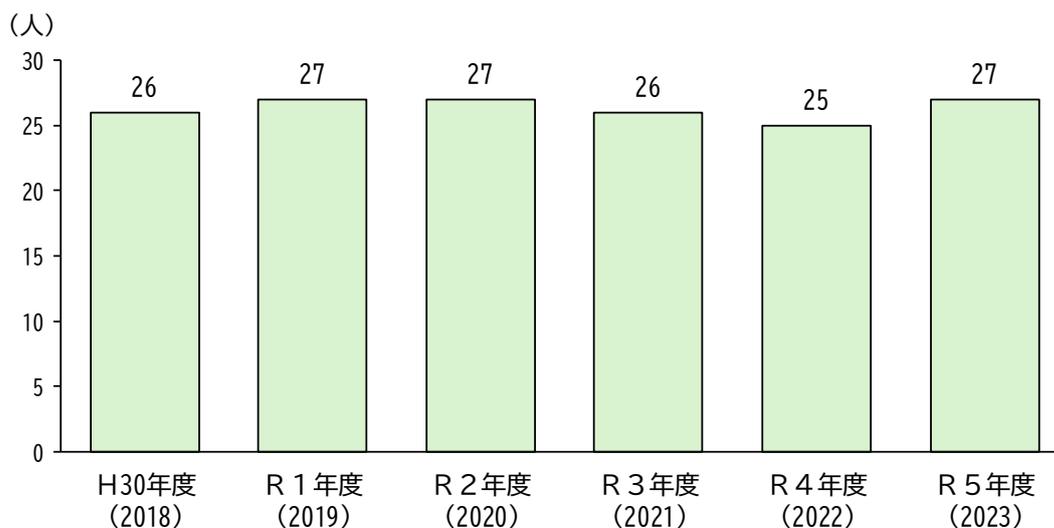
##### 【民生委員・児童委員数及び相談・支援件数】



◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- ・民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして社会福祉の増進を図るため、それぞれの担当区域で相談や支援などの援助活動に当たるほか、関係行政機関などへの連絡、協力活動を行っています。相談・支援件数は年度によって差がありますが、令和3年度と4年度は1,234件、令和5年度では1,357件と増加しています。

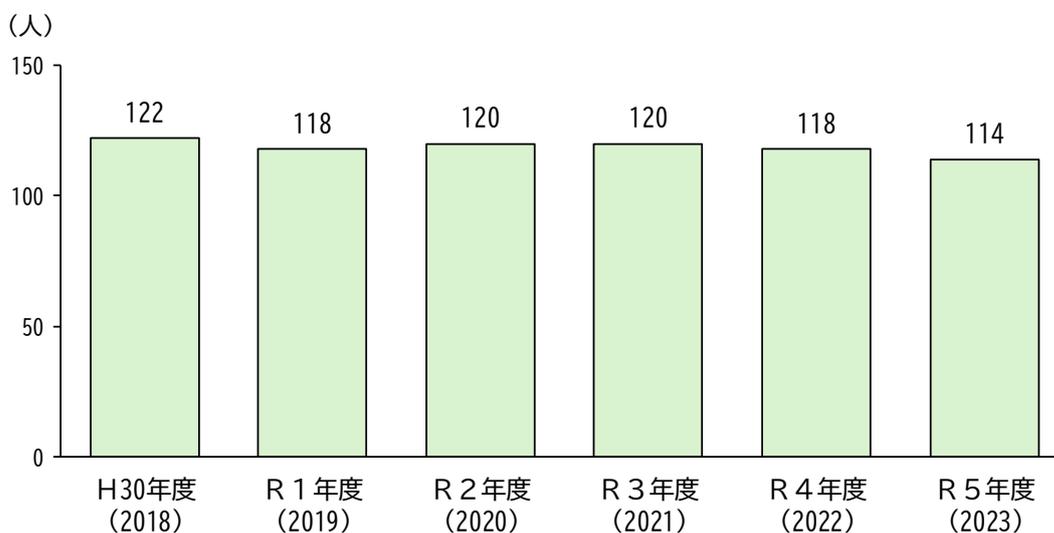
### 【西多摩地区保護司会あきる野分区 保護司数】



◆各年4月1日現在、あきる野市福祉総務課集計

- ・保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。
- ・保護司の数は横ばいの状況が続いていますが、高齢化などにより今後減少が見込まれます。

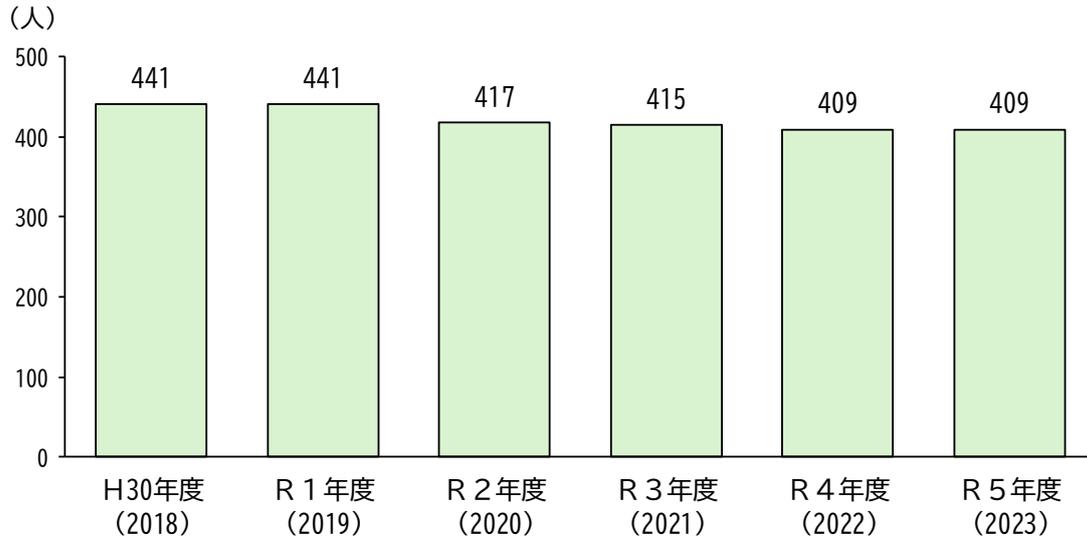
### 【健康づくり市民推進委員数】



◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- ・町内会・自治会から推薦され、市長が委嘱する健康づくり市民推進委員は、市と協働で市民の健康づくりの推進を図っています。令和5年度の委員数は、114人です。

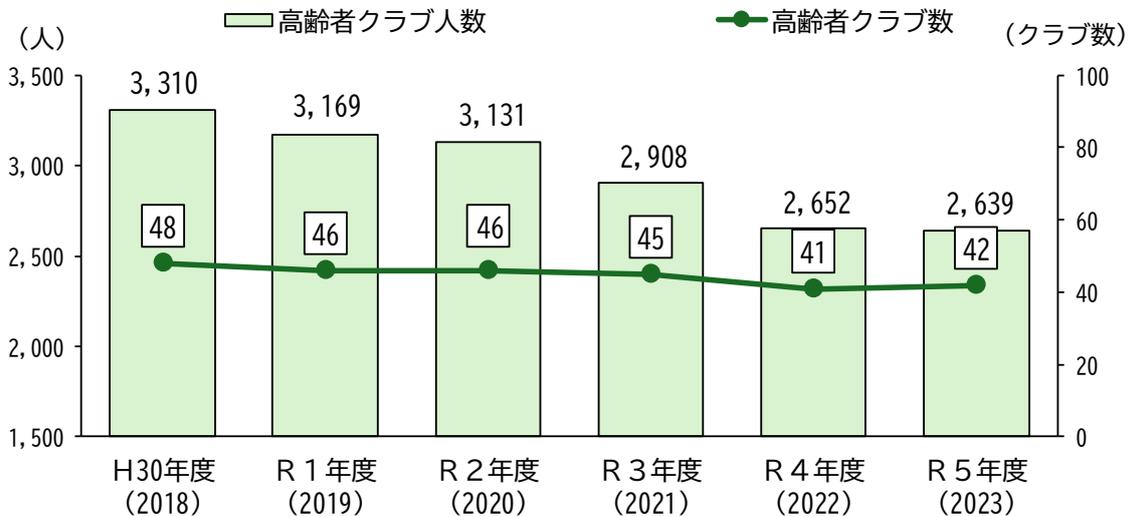
## 【ふれあい福祉委員数】



◆各年年度末、出典：あきる野市社会福祉協議会 事業報告・決算書

- ・町内会・自治会から推薦され、あきる野市社会福祉協議会会長が委嘱するふれあい福祉委員は、隣近所への声かけ・見守り活動を主とした住民同士の助けあいを推進しています。令和5年度は409人が市内6地区でふれあい福祉委員会を組織し、福祉活動を推進しています。

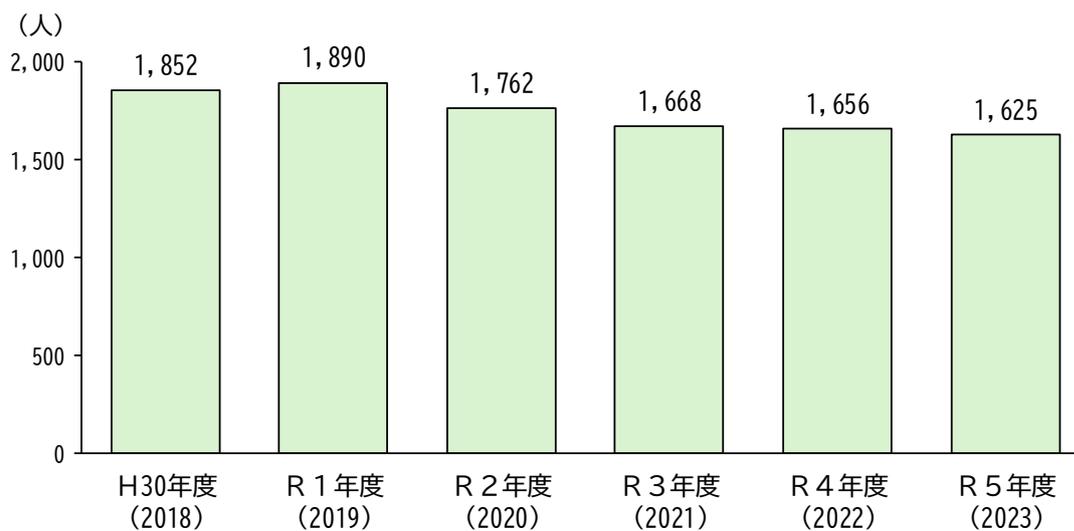
## 【高齢者クラブ数・高齢者クラブ人数】



◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- ・高齢者クラブでは、地域の高齢者が互いに支え合いながら、自らの生きがいを持ち、多様な社会活動をしています。令和5年度時点では、市内に42クラブあり2,639人が活動しています。

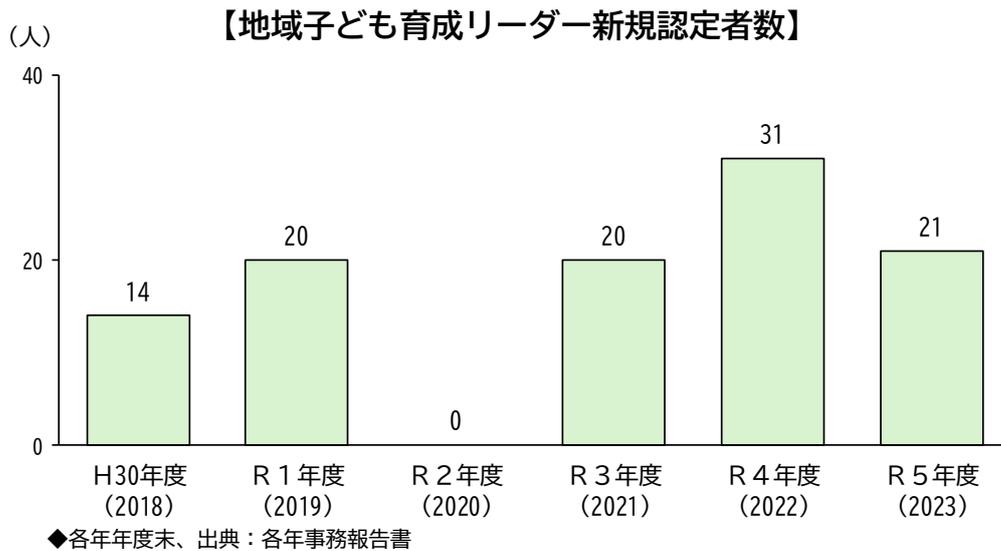
### 【ボランティア・市民活動センター登録者数】



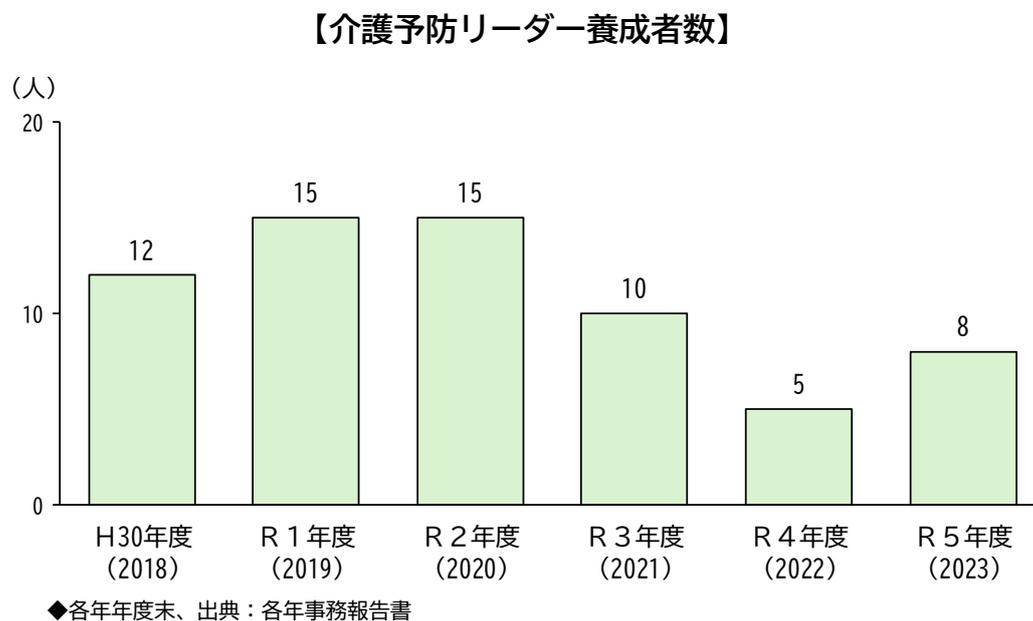
◆各年年度末、出典：あきる野市社会福祉協議会資料

- ・あきる野市社会福祉協議会では、ボランティア・市民活動センターを設置し、様々なボランティア団体への登録や活動への支援を行っています。令和元年度からは登録者数が減少傾向となり、令和5年度の登録者数は1,625人となっています。

## (2) 担い手の育成状況

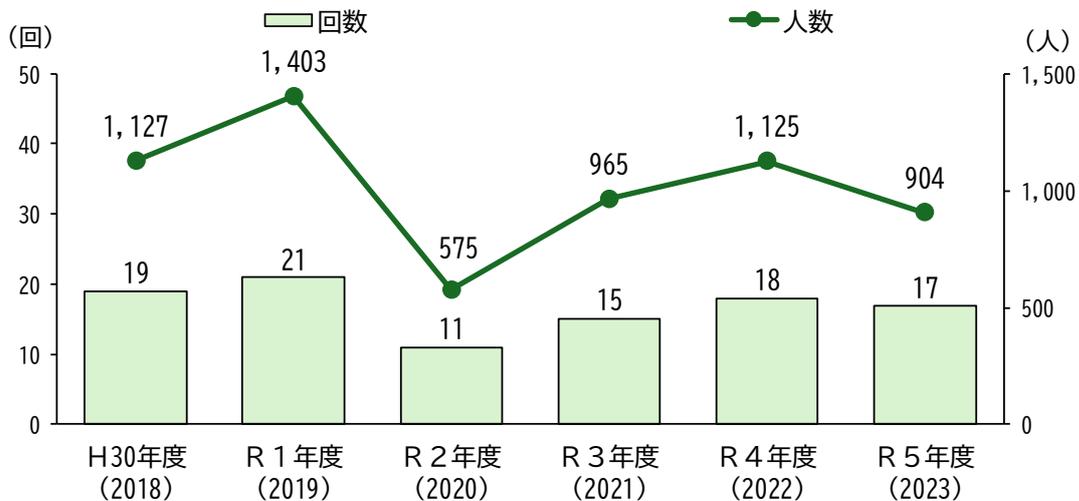


- ・市が主催する研修を修了した人を地域子ども育成リーダーとして認定しています。長年の経験、知識、技術を生かした、子どもの学習、スポーツ、文化活動、郷土芸能などの指導・活動支援や、地域での子どもの見守りなどについて活動しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修会を開催することができませんでしたが、平成30年度から令和5年度までに、合計106人を新規に認定しました。



- ・介護予防リーダーとは、地域での高齢者が集う場所をつくり、介護予防につながる体操などを高齢者と一緒に地域へ広めていくボランティアの事です。年に1度、全12回の講座を開催しています。この講座において、平成30年度から令和5年度までに、合計65人をリーダーとして育成しました。

【認知症サポーター養成講座実施回数・養成者数】



◆各年年度末、出典：各年事務報告書

- ・認知症サポーターとは、認知症サポーター養成講座を通じて認知症についての正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援する人です。令和2年度はコロナ禍の影響もあり、十分な講座開催が難しい状況でしたが、養成者数はおおむね1,000人前後で推移しています。

## 4 保健福祉施策に関するアンケート調査の結果

### あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査の概要

#### 調査の目的

あきる野市地域保健福祉計画を策定するに当たり、市民の皆さまからいただいたご意見から地域の実情や福祉などに関する意識を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として調査を実施しました。

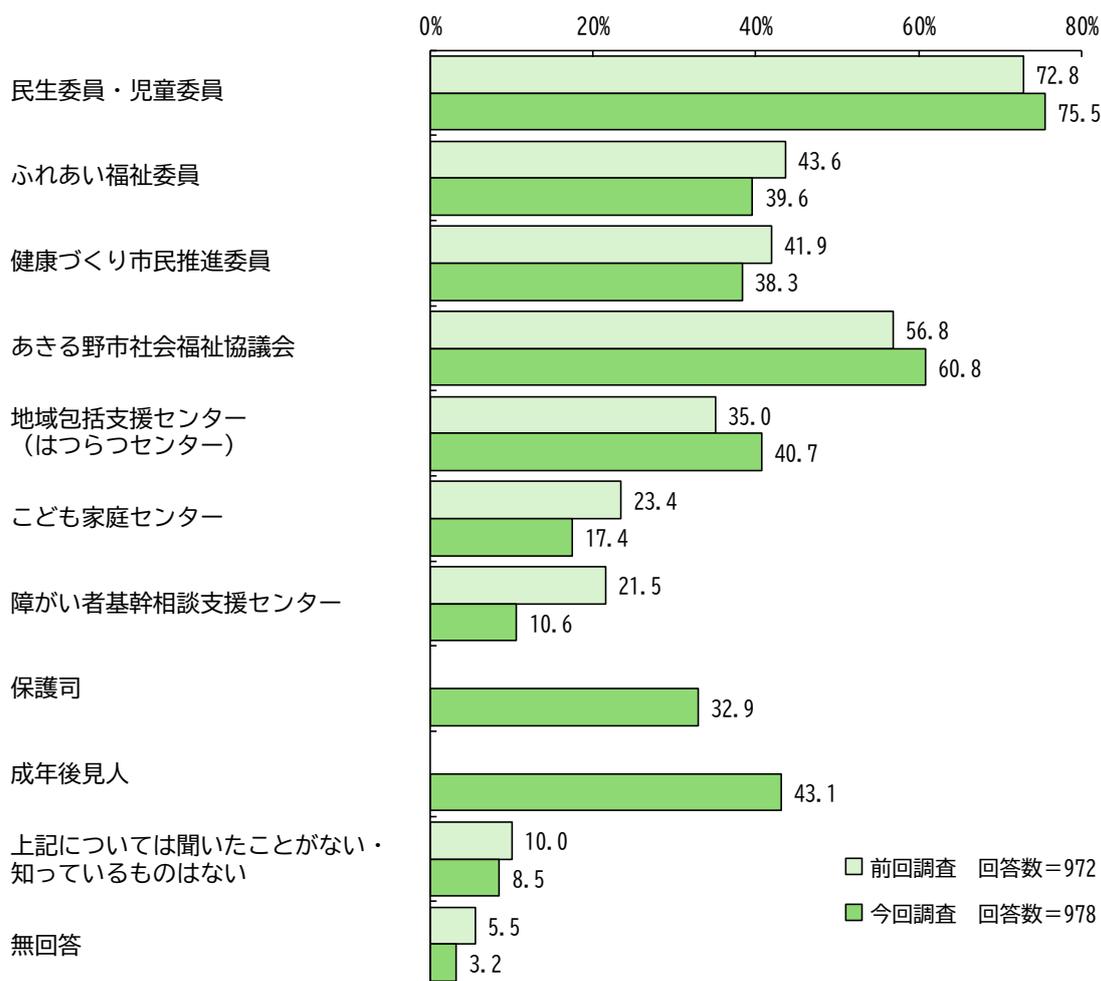
調査結果は、「あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査報告書」(令和6年9月)としてまとめています。

#### 調査の概要

調査対象者	令和6年5月1日現在、あきる野市在住の18歳以上の方※ から無作為抽出による2,000人(a)
調査期間	令和6年5月20日～令和6年6月3日
調査方法	郵送配付、郵送またはインターネットによる回答 (無記名、自記式)、お礼状形式の督促を1回配布
回収数	978票(b) (郵送回答：779票、インターネット回答：199票)
回収率	48.9% (b/a×100)

※前回調査では対象年齢を20歳以上の方としていましたが、令和4年に成人年齢が引き下げられたことにより、今回調査から18歳以上を対象としました。

## (1) 地域の団体・機関の認知度



- ◆「こども家庭センター」=前回調査の選択肢は「子ども家庭支援センター」
- ◆「障がい者基幹相談支援センター」=前回調査の選択肢は「障がい者相談支援センター」
- ◆「保護司」=今回調査で新たに追加した選択肢
- ◆「成年後見人」=今回調査で新たに追加した選択肢

- ・「地域の制度や団体・機関について、聞いたことがある、あるいは知っているものはありますか」と尋ねたところ、「民生委員・児童委員」が75.5%と最も高く、次いで「あきる野市社会福祉協議会」が60.8%、「成年後見人」が43.1%となっています。
- ・前回調査と比較すると、「地域包括支援センター（はつらつセンター）」や「あきる野市社会福祉協議会」の認知度は増加した一方、「障がい者基幹相談支援センター」や「こども家庭センター」の認知度は減少しています。

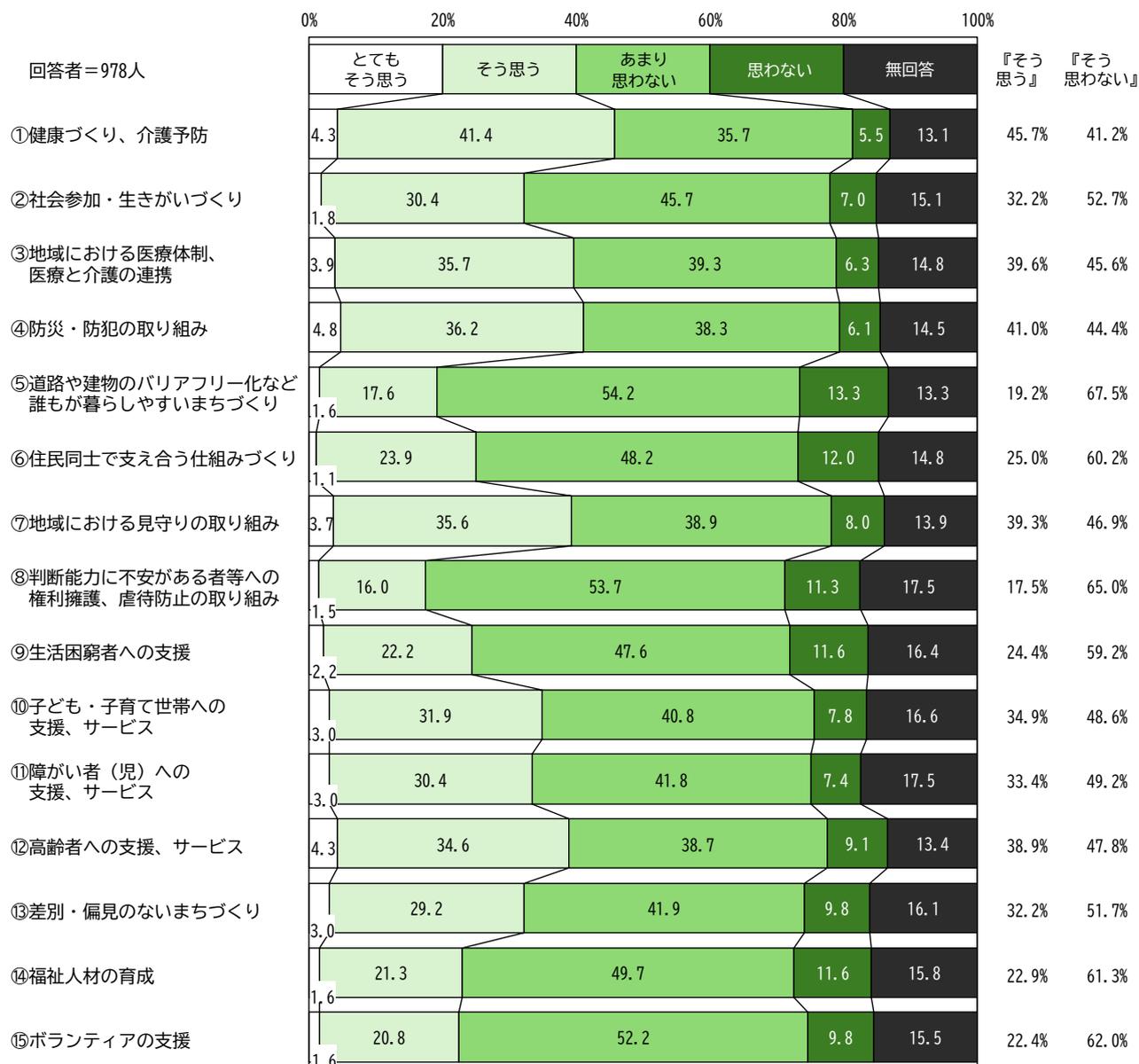
		回答数(人)	民生委員・児童委員	ふれあい福祉委員	健康づくり市民推進委員	あきる野市社会福祉協議会	地域包括支援センター(はつらつセンター)	こども家庭センター	障がい者基幹相談支援センター	保護司	成年後見人	上記については聞いたことがない・知っているものはない	無回答
全体		978 100.0	738 75.5	387 39.6	375 38.3	595 60.8	398 40.7	170 17.4	104 10.6	322 32.9	422 43.1	83 8.5	31 3.2
年齢別	18～19歳	8 100.0	2 25.0	3 37.5	1 12.5	1 12.5	2 25.0	2 25.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	4 50.0	0 0.0
	20歳代	60 100.0	23 38.3	9 15.0	11 18.3	21 35.0	11 18.3	15 25.0	8 13.3	3 5.0	16 26.7	17 28.3	3 5.0
	30歳代	73 100.0	34 46.6	15 20.5	20 27.4	33 45.2	28 38.4	24 32.9	10 13.7	11 15.1	30 41.1	16 21.9	1 1.4
	40歳代	118 100.0	75 63.6	17 14.4	30 25.4	59 50.0	36 30.5	37 31.4	15 12.7	27 22.9	42 35.6	18 15.3	1 0.8
	50歳代	167 100.0	139 83.2	57 34.1	63 37.7	108 64.7	86 51.5	38 22.8	24 14.4	59 35.3	89 53.3	9 5.4	3 1.8
	60歳代	173 100.0	151 87.3	77 44.5	68 39.3	117 67.6	70 40.5	25 14.5	14 8.1	76 43.9	85 49.1	6 3.5	2 1.2
	70歳以上	368 100.0	307 83.4	205 55.7	178 48.4	250 67.9	162 44.0	26 7.1	31 8.4	142 38.6	153 41.6	12 3.3	19 5.2

◆上段は人数・下段は%

◆全体の回答者数には、年齢無回答の方を含んでいます。

- ・地域の制度や団体・機関の認知度について、年齢別でみると、18～19歳を除いたすべての年齢で「民生委員・児童委員」の割合が最も高くなっています。
- ・18～19歳、20歳代～30歳代では、「上記については聞いたことがない・知っているものはない」の割合が他の年代と比べて高くなっています。

## (2) あきる野市の施策について



- ・①～⑮の施策について、「あきる野市はすすんで（充実して）いると思いますか」と尋ねたところ、『そう思う（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）』の割合が最も高いのは、①健康づくり、介護予防 45.7%となっており、『そう思わない（「あまり思わない」と「思わない」の合計）』を上回っています。
- ・一方、『そう思わない』割合が最も高い項目は、⑤道路や建物のバリアフリー化など誰もが暮らしやすいまちづくり 67.5%、次いで⑧判断能力に不安がある者等への権利擁護、虐待防止の取り組み 65.0%、⑮ボランティアの支援 62.0%、⑭福祉人材の育成 61.3%、⑥住民同士で支え合う仕組みづくり 60.2%と続いています。